

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 6 年 2 月 20 日開催

令和 6 年 3 月 15 日開催

熊 取 町 議 会

〔議員全員協議会（2月20日）〕

熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	2
熊取町基幹系システム更新に係る標準化・共通化対応について	4
ブルーベリー農園管理運営支援事業（第3農園の拡張）について	8
宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う土砂埋立ての手続きの変更について	18
第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定について	20
教育支援センターの設置について	24
学校運営協議会の設置について	28
その他報告	31
1. 令和6年度国民健康保険料率及び賦課限度額等について	31

〔議員全員協議会（3月15日）〕

第4期転入定住促進アクションプログラムについて	36
令和6年度税制改正（案）について	51
いきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画）について	52
熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計 画について	60
くまとり包み支え合うまち計画2024（熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活 動計画）について	63
熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査 等実施計画について	65
その他報告	70
1. 「物価高騰対応重点支援給付金」（住民税均等割のみ課税世帯：10万円・低所得の子育 て世帯への加算：5万円の給付）について	70

議員全員協議会

月 日 令和6年2月20日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	6	番	大 林 隆 昭	7	番	田 中 圭 介
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	11	番	江 川 慶 子	12	番	坂 上 巳生男
	13	番	坂 上 昌 史	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	岸 野 行 男	総合政策部長	東 野 秀 毅
	総 務 部 長	藤 原 伸 彦	住 民 部 長	巖 根 晃 哉
	住 民 部 理 事	下 中 昭 三	住 民 部 理 事	山 本 浩 義
	健康福祉部長	木 村 直 義	都市整備部長	田 中 耕 二
	都市整備部理事	山 田 大 河	教 育 次 長	阪 上 敦 司
	情報政策課長	浦 添 全 弘	産業振興課長	養 原 大 祐
	環 境 課 長	岩 本 妃美子	環境センター 所 長	椿 原 康 雄
	まちづくり 計 画 課 長	馬 場 高 章	道路公園課長	山 原 栄 次
	学校教育課長	伊 東 浩 一	学校教育課参事	上 垣 圭 一
	学校教育課参事	河 井 淳		
事務局	議会事務局長	林 利 秀	書 記	阪 上 高 寛

案 件

- 1) 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 2) 熊取町基幹系システム更新に係る標準化・共通化対応について
- 3) ブルーベリー農園管理運営支援事業（第3農園の拡張）について
- 4) 宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う土砂埋立ての手続きの変更について
- 5) 第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定について
- 6) 教育支援センターの設置について
- 7) 学校運営協議会の設置について
- 8) その他報告
 - ・令和6年度国民健康保険料率及び賦課限度額等について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日の案件は、熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてのほか6件、その他報告が1件であります。

発言される方は挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退席していただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての件を説明願います。浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）それでは、熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する定数条例の制定について説明させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

まず、制定の背景でございます。

令和元年5月に改正された通称デジタル手続法において、デジタルを活用した行政の推進について地方公共団体の努力義務が規定されました。具体的には、手続等のオンライン化、添付書類等の省略に係る情報システムの整備や業務改革などが上げられます。

次に、趣旨でございます。

手続等については書面により行うものと国の法令で規定されているもののほか、本町の条例等で規定されているものがございます。法令で規定されているものにつきましては、デジタル手続法を根拠にオンライン化が可能となりますが、町の条例等に規定されているものについては個々個別に改正が必要という課題がございます。そのため、当該条例では、オンライン化に必要な事項を包括的な特例規定として制定し、個別の条例等の改正をせずにオンライン化を可能とするため、条例の制定を行うものです。

次に、3、条例の概要でございます。

目的として、手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ることで住民生活の向上に寄与することを目的としております。

次に、定義でございます。当該条例の対象となる執行機関等の範囲や書面等の用語の定義などを定めています。

次に、主な内容としまして、申請や処分通知等のオンライン化、縦覧等、作成等の電子化については、他の条例等において申請や処分通知、縦覧に関する台帳や計画等を書面等で行うことと規定されているものについて、オンラインでの手続や電子化することができることを定めています。当該条例の適用除外につきましては、他の条例等において既にオンライン化等の手続を定めている場合は、当該条例を適用しないことが定められています。添付書面の省略について必要な事項を定めております。また、オンライン化等の進捗状況を公表することを定めております。最後に、条例施行に関して規則へ委任することを定めております。

続きまして、4、各種委員会等の規則等についてですが、当該条例の議決後となりますが、当該条例の対象範囲として、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、下水道事業、議会も対象としているため、各委員会等で審議、了承の後、順次当該条例に準ずる規則等を制定していただくことを検討しております。

ご説明させていただきました当該条例につきまして、3月議会に条例案を上程し、ご可決いただいた後、令和6年4月1日に施行してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

11番（江川慶子君）すみません、情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定ということなんですが、ちょっとお聞きしたいのは、この条例が制定されたときに本町の条例、今ある条例の中

で、条例改正しなくてもこの条例が上位にあるということですか。何かこの条例によって可能とするということなんですが、そのような理解でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）あくまではほかの条例等で書面等となっている、書面で提出しなければならないとか、何か申請書を紙で提出しなさいとかというものについて、上とかではなくて包括的にこの条例を定めることによって、書面で提出するものとするとなっているやつをオンラインでもしていいですよというような通則の条例に、横通しの条例になっているということでございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）書面で提出の部分は同じような手続にしたいということなんでしょうね。

議員の仕事というのが、議決する条例だとか予算などの審議ということが大事な仕事になっているので、条例を審議しなくても、この条例があれば全部同じになるというところはちょっとどうなのかと思って聞かせていただきました。

それと、そういう該当する条例というのはどのぐらいあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）数につきましては、これから調査して洗い出しを行っていくというふうに考えておりますので、今現時点でちょっと数をお答えすることができません。申し訳ございません。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）分かりました。

そしたら、数が分かり次第、また早いめにお知らせください。お願いしておきます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、行政手続のデジタル化というか、オンライン化というところで、条例改正していただくことは、住民にとってはすごく利便性が向上になるかと思うんですが、この条例、大阪府下におきましては、こういった条例はもうこの4月から全ての市町村で制定される予定なんですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）すみません、大阪府下の状況をちょっと全て把握している状況ではないんですけれども、大体大阪府で半数以上はもう策定済みとなります。全国の条例の策定状況なんですけれども、これは総務省の自治行政局地域情報政策室が調査した資料によりますと、令和4年4月1日現在の情報、ちょっと古いんですが、町村全体では390団体、42.1%の策定状況ということになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、大阪府下では半数以上が済みというところになるということですか、この4月1日現在でということですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）ちょっと概数しか分からないんですけれども、大体半数以上ぐらいはもう策定済みということになります。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

徐々に皆さん、どの団体も条例制定していくという方向かと思うんですが、これによりまして行かない窓口というのが達成できるんですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）そういったものもこの条例によっては対応できるように、いわゆる住民が書くのを減らすとか、書かない窓口とか、そういったことにも対応できる条例にはなっております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件１、熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件２、熊取町基幹系システム更新に係る標準化・共通化対応についての件を説明願います。浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）それでは、熊取町基幹系システム更新に係る標準化・共通化対応について説明させていただきます。

資料の１ページをお願いいたします。

まず１点目、本町の基幹系システムの状況について説明させていただきます。

本町の住民記録、税、国民健康保険をはじめとする基幹系システムにつきましては、現在、富士通 J a p a n 株式会社の業務パッケージを平成24年４月から運用しているところでございます。平成30年にコスト削減や災害時における業務継続への取組として、パッケージソフトウェアはそのままにハードウェアの共同利用によるクラウドシステムへ乗換えを行ったところでございます。

続きまして、２、基幹系システムを取り巻く情勢についてでございます。

令和３年９月１日、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、法律に定める標準化対象事務について、令和７年度末までに標準準拠システムへ移行することが義務づけられたところでございます。また、地方公共団体は、それら標準準拠システムをデジタル庁が調達したガバメントクラウドへ構築の上、利用することが努力義務とされております。

四角の枠組みの中をご覧ください。

米印１、標準化対象事務について説明させていただきます。

標準化対象事務につきましては、住民記録、戸籍、税、選挙などなど、全20業務が対象とされております。

米印２、標準準拠システムとはですけれども、標準化対象事務について、国が作成する標準仕様書に基づき構築された業務システムのことを指します。

続きまして、米印３、ガバメントクラウドについてでございます。

こちらにつきましては、地方公共団体が標準準拠システムなどを利用できるよう、デジタル庁が調達し、地方公共団体に対して提供するクラウドサービスとなっております。

２ページ目をご覧ください。

３、更新に係る方針についてでございます。

（１）業者選定パターン。

総務省が令和５年９月29日に示した自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書によりますと、以下の２パターンによる移行方式を選択するものとされております。

まず、Ａパターンですが、ベンダー切替えにより標準化基準に適合するパッケージを利用するパターン。もう一つがＢパターン、ベンダーを切り替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターン。この２パターンが示されているところでございます。

続きまして、（２）業者選定方針でございます。

（い）情報提供依頼の結果についてでございます。

本町におきましては、令和４年11月及び令和５年８月の計２回にわたりまして町のホームページにて情報提供依頼を公募にて実施したところでございますが、最終的には現行ベンダー１社からの情報提供のみとなっております。

今、最終的には１社と申し上げましたが、情報提供自体は３社ございました。しかしながら、うち２社につきましては、プロポーザルが実施されたとしてもシステムエンジニアのリソース不足で

あったり、スケジュール的に非常に対応が困難であるというところで、プロポーザルが仮に実施されたとしても参加不可という回答を得ているところでございます。

続きまして、(ii) スケジュールでございます。

現行システム機器の保守限界により令和7年12月末までに対応が必要であり、期間が限定されている点。また、全国約1,700団体が一斉に基幹系システムを刷新する過去に例を見ない大規模な事業であり、全国的なシステムエンジニアのリソース不足となっている。また、上記情報提供依頼の結果にもあるとおり、有効な提案が1社のみであり、現時点であれば本町向けのシステムエンジニアのリソース確保は可能である。

次に、他団体が契約するごとにエンジニアのリソースが減っていくので、早期契約が望まれる点。

続きまして、(iii) 安定稼働についてでございます。

標準準拠システムは業務運用を大きく見直す必要があることが想定されるため、現行運用を熟知している現行ベンダーであれば安全・安心な稼働が可能である。

次に、同パッケージのバージョンアップによる移行であれば、標準で移行ツールが用意されるなど、移行が容易となり、時間の短縮やデータ不具合のリスクが大きく軽減される。

続きまして、(iv) 財政・職員負担につきまして、他社システムへ移行するためのデータ抽出費用が別途必要になる点。一応、現在のベンダーから頂いたお見積りには、メイン業務で約4,600万円、その他、子育て、障がい、健康管理等、複数の業務でも移行費用が別途発生するとされておりまして。

以上4点、大きくですけども、踏まえますと、定められた期限までに確実に履行するためには、現行システムによる更新が最も適しており、かつ他社では確実な履行が見込めないことから、Bパターン、ベンダーを切り替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターンを採用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づく随意契約の方針として進めているところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

(3) 契約相手方についてでございます。

現行ベンダーである富士通 J a p a n 株式会社から、標準化対応に係る契約につきましては、業界全体の S E リソース不足により、パートナー会社を含んだ体制で臨みたいとの意向により、扶桑電通株式会社との共同企業体による契約締結での提案を受けているところでございます。

また、システム稼働後の運用関連につきましては、富士通 J a p a n 株式会社のパートナー会社である扶桑電通株式会社との契約を進める方針としているところでございます。

続きまして、4、ガバメントクラウドへの移行についてでございます。

ガバメントクラウドへの移行を行うこととされ、かつ標準化・共通化対応における国からの補助金を受けるためには、ガバメントクラウドへの移行が原則必須となっているところでございます。

また、ガバメントクラウドのメリットとしまして、国内立地・機器の冗長化等、万全の災害対策、高水準なセキュリティが確保されたクラウドサービス、I S M A P 認定と読みますが、国が定めたセキュリティの基準でございます。また、有事の際のクラウド提供事業者との折衝はデジタル庁が対応などがメリットとして上げられるところでございます。

続きまして、すみません、移行詳細につきましては、資料1、4ページ目のほうをお手数ですが、参照ください。

ガバメントクラウドについて説明させていただきたいと思います。

上のほうの現行システム形態のところで、雲の中をちょっと見ていただきますと、富士通クラウドとなっております。現在、本町が富士通と契約しているクラウドサービスになります。富士通のクラウド基盤をいわゆる共同利用する形で、現在、その上に熊取町のオールインワンパッケージの業務システムが乗っかっている。また、ほかの市町につきましても同じような形で乗っかっているというような状況でございます。これが、図の下の方のガバメントクラウドのほうを見ていた

できますと、今後ガバメントクラウドに移行した際につきましては、デジタル庁のほうがこのクラウドサービスを調達しまして、全国的な共通基盤を設定し、なおかつ、アプリケーション単位です。住基であったり税であったりがそれぞれ乱立するような形になります。例えば、今後、熊取町はX社の住基を使うけれども、Y社の税のアプリケーションを使うと。こういったことで、いわゆる競争性を確保したりとか、費用を下げるとか、こういったことが国の狙いとしてあるというふうに関き及んでいるところでございます。

資料のほう、3ページに戻っていただきまして、5、費用比較についてでございます。

初期構築に係る費用は、令和5年から令和7年度の間で約1.92億円の見込みとしております。また、令和7年度終盤から発生するランニング経費に関しては、概算費用として約1.8億円、1年間の見込みとしているところでございます。

ちなみにですが、現行のシステムの年間のランニング経費につきましては、0.87億円がランニング経費として今かかっているということになっているところでございます。

続きまして、6、スケジュールでございます。

標準化・共通化移行完了までのスケジュールにつきましては、令和7年度12月を目標に、今後、外字等を含む文字の同定作業であったり、標準仕様との差異の抽出、運用の見直し、システム構築、データ移行、ガバメントクラウドへの移行、テスト検証、操作研修等を順次実施していく予定としております。

今回、新聞報道等もされるようになりまして、規模も大きいことから、現在の状況を報告させていただいた次第でございます。

説明につきましては以上となります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたけれども、事前に資料を見させていただいておりました折にも気になっていた点ですが、一番最後のほうでご説明のあった費用比較（試算）というところですけれども、3ページのところです。ランニング経費、ランニングコストが概算費用として約1.8億円で、それに対して現行の費用が、たしか0.87億円というふうにご説明ありましたが、現行の費用に対して2倍以上のランニングコストになってくるとのことかと思うんですけれども、そんなのでいいんですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）もちろん本町としてもこれでいいというふうには考えてはおりません。しかしながら、新聞報道等でも言われているんですけれども、どこの団体も大体2倍とか4倍とかの費用になるという試算が、今どうも出ているようです。あくまで概算ではあることは大前提ではあるんですけれども、ちょっとそういった中で、いわゆる町村長会を通じて補助金の増額であるとか、そのあたりのところは要望もしているところでございます。

先ほどちょっと説明が漏れてしまったんですけれども、今現在、補助金につきましては、初期構築費用につきましては、本町ですと6,800万円程度の補助金があるんですけれども、もう既に国会のほうは通っているというふうには聞いてはおるんですけれども、いわゆるこのデジタル活用の基盤補助金というのがございまして、こちらのほうが、一応国の補正予算として増額という話は聞いております。ただ、この今、6,800万円から次の増減額のところがまだ示されてはおりませんので、どの程度補填されるのかというところは現時点ではちょっとまだ分からない状況ということでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今、ご説明いただいたのは初期費用に係る分の補助金ですよね。ランニングコストに関する補助金というのは別途あるんですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）初期構築につきましての話でございます。ですので、ランニングコストにつきましては、今現時点では何も示されておりません。

以上になります。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）これはあれなんですか、国の方針か知りませんが、国のほうとしては、こういうシステムを標準化して、なおかつガバメントクラウドへの移行が努力義務とされておりますということなので、努力義務だからうちはやりませんよということもできるんですよね。それはどうですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）ガバメントクラウドの移行につきましては、まず、大前提として、おっしゃられるとおり努力義務とはなっているところではあるんですが、移行しないと基本的に補助金が頂けないと。かなりそれを、いわゆる経済的な理由のみでガバメントクラウドへの移行をやめるという選択肢というのが取れないような状況になっているところでございます。

すみません、それと今の現行システム、富士通のクラウドに乗っかっているところなんですけれども、富士通 J a p a n の方針としまして、ガバメントクラウドの移行をもう前提として、現行のクラウドシステムはもう閉じるという方針が出されておまして、今の現行システムの行き場がないような状況になってしまうというところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）経費増えるんですけど、イメージとしたら、これ、令和7年の終わりぐらいからかかってくるということですけど、この分、いずれ人件費減らせるというイメージなのか、もしくは、そのまんま人はこの人数ぐらい要るけれども、これが丸々経費として上乗せされるのか、イメージとしてどっちを考えているんですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）何分、国からの情報もまだ少なく、いわゆる国のイメージとしましては、このガバメントクラウドへ移行し、なおかつそのアプリケーション単位で業者をいろいろ選ぶことによって、例えば、今、情報政策部門でサーバーを管理したりとかしている業務が、今後デジタル庁がそのあたりをベンダーと交渉するとかいうことも考えられているので、人件費としてそのあたりは削減効果は見込んでいるというのが国の説明ではございますが、実際のところ、今現状をどうやっていくのかということも手探りの状態でございまして、そのあたりがまだ全然見えていないというところの状況でございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）熊取町としたら、じゃ、その辺の人件費そのまま、このまま経費上乗せ、丸々かかってくるのか、人減らせるよという見通しはどれぐらいで立てますか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）実際のところ、熊取町として今見込みが出せない状況というのが正直なところでございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）いつぐらいに分かるのかというのとも言えないという感じですか。

議長（河合弘樹君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）そうですね、実際にまだ標準仕様にどう対応していくのかといったところも見えていない状況ですので、どの辺でそのあたりが分かるのかというの、大変申し訳ございませんが、示せない状況であります。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件２、熊取町基幹系システム更新に係る標準化・共通化対応についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件３、ブルーベリー農園管理運営支援事業（第３農園の拡張）についての件を説明願います。蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）それでは、ご説明させていただきます。

ブルーベリー農園管理運営支援事業（第３農園の拡張）について、まず１つ目、趣旨でございます。

令和３年度に出荷用農園として整備しました第３農園につきましては、２年間の生育を経て、今年の夏から事業者向けに出荷する予定でございます。この間、実施主体者である特定非営利活動法人グリーンパーク熊取が栽培維持管理とともに、取引先を獲得すべく我々行政側も協力し営業活動を行い、熊取町ブランド認定品「くまとりやもん」[△]としてブルーベリーを使った商品開発のほか、ブルーベリーコンポートなどの加工品の試作の製造委託等に取り組んでこられました。

各事業所から希望取引量や第１、第２農園（ブルーベリー狩り農園）における販売用（おみやげ用含む）量の不足を考慮しますと、第３農園における最大収穫量であっても不足が見込まれることから、将来的に自走化に向けた収益確保のために収穫量の増が必要と判断されており、農園拡張の提案がございました。

本町としまして、和田山BerryParkは、奥山雨山自然公園や永楽ゆめの森公園と併せて周辺地域の活性化に資するものと支援してきており、とりわけブランド品の創造、ひいては本町の知名度向上につながるものと期待しているところで、ブルーベリーといえば熊取といったブランドイメージ定着のため、「くまとりやもん」[△]やふるさと納税返礼品のさらなる拡充、また、実施主体者のブルーベリー事業の自走化は喫緊の課題であると認識していることから、提案があった第３農園の拡張について支援を行うものでございます。

２つ目、農園拡張の計画概要でございます。

４ページをご覧ください。

場所につきましては、熊取町大字野田235番１、第３農園の隣接地を使って拡張する予定でございます。面積は9,348平方メートルでございます。うち、約1,100平方メートルを借地予定でございます。苗木については378株を予定しております。

１ページにお戻りください。

３番目、農園拡張に係る苗木の栽培方法でございます。

現在、第３農園では養液栽培でございますが、順調に生育していることから、同様の養液栽培による作業管理が効率的・合理的であり、維持管理の軽減を図るものでございます。

苗木については、第３農園の生育苗と同様に２年苗とし、収穫については令和９年夏を見込んでおります。

２ページをご覧ください。

４番目、農園整備に係る補助金の内訳でございます。

まず、養液栽培費として、苗木、散水設備等で約460万9,000円、工事請負費として、電気、水道、造成費、シート張り等で約1,514万3,000円、作業場整備費として選果場の設置、冷凍設備整備費として約670万4,000円、合計2,645万7,000円となっております。

５番目、収益計画でございます。

①番から④番まで同様でございますが、農園が開園してから４年を経過する中で、これまでの実績を考慮し、時点修正、下方修正しております。

まず、①番、収穫量でございますが、当初、令和３年度の議員全員協議会のご説明の際は、第１、

第2農園につきましては、令和5年までは徐々に収穫量を増加し、令和6年からは1本の木に対し約5キロが収穫でき、天候リスクを考慮して収穫量は60%を実収穫として考えておりました。しかし、第1、第2農園はもともと水田であったため、ブルーベリー栽培で最も重要な排水性が確保しづらい状況であったため、影響を最小限に抑えるため、令和4年度に基盤改良工事を実施したところでございますが、生育に遅れが生じた結果、令和5年、平均で1本当たり1.32キログラム、1本当たり5キロ収穫できるのは令和10年と見込んでおります。

また、第3農園も樹木を太らせて多少の環境面でヒギは受けない丈夫な樹木を育てるため、成長優先で収穫開始を令和6年度までずらした結果、収穫計画に差異が生じております。

続いて、②番、売上げでございます。

これは、④番の入場者数ともリンクしますが、当初、主に第1、第2農園の体験による売上げを主な収益とし、大人2人、子ども1人を標準の1家族として試算しておりました。先ほど説明しました圃場や天候の問題により収穫量が減少したことにより、入園者の調整や開園期間を短くしたことによる実績となっております。

今後の見込みでございますが、過去実績から総じて、事業収入から1キロ当たり客平均単価約3,000円であるとし、算出しております。

3ページ目をご覧ください。

続きまして、3の管理運営費でございます。

管理運営費については、当初、第1から第3農園まで合わせて固定経費、使用料、賃借料、光熱水費、肥料等原材料費でございますが、と労務費で300万8,000円と想定してございましたが、令和3年度実績では、全体の農園での原材料費の増加、必要に応じた維持修繕工事を実施したことにより増額となったものでございます。

令和6年度以降の見込みでございますが、第1、第2、第3農園は、実績に応じた経費積算、第3農園拡張分は、第3農園の果樹1本当たりの経費を拡張本数に乗じて積算しております。

6番目の今後のスケジュールですが、本日、議員全員協議会の後、3月議会で令和6年度当初予算を計上させていただきます。ご可決いただいた後は、令和6年4月から第3農園の拡張工事に着手し、令和9年6月から第3農園拡張部分の収穫を本格稼働する予定となっております。

説明は以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、今、グリーンパークによってブルーベリーの農園やっているといるんですけども、最初の趣旨の部分にもありましたが、将来的な自走化に向けたというところで、また第3農園を拡張していくということになっているんですけども、この実績等を見積もった管理運営費等を見ますと、実際に売上げというんですか、収入となるのが令和9年以降なのかなというふうに思うんですけども、この自走化というところにおいては、一応どこら辺を目指して、いつに自走化をしていこうというふうには思っているのかというのをちょっとお聞かせください。

議長（河合弘樹君）養原産業振興課長。

産業振興課長（養原大祐君）もちろん、そのグリーンパーク自身に自走化をお願いするわけではございませんでして、熊取町行政のほうも協力しまして、販路拡大等も一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今、売上げのほうでございますけれども、こちらの3ページの資料を見ていただいて、まず、第1農園、第2農園の体験のほうでございますけれども、お客様の集客人数に応じてその収益というのを仮に算出させていただいております。それでいきますと、第1農園、第2農園のほうは、令和4年、5年は実績でございますが、25万7,000円。ごめんなさい、第1農園、第2農園は76万7,000円、令和5年が95万6,000円という数字となっております。

こちらのほうを今までの収益の実績から計算しまして、大体お客様1人当たり単価3,000円、1キロ当たり3,000円という数字が出ております。その数字をこれからの集客人数のほうに掛けて出して出したところが、この売上げの100万8,000円、115万8,000円という数字でございます。

この第3農園につきましても、これも1キロ当たり3,000円、事業者向けの販売が1キロ当たり3,000円という数字で算出しております。これも実績に応じてなんですが、これが令和6年度が115万5,000円、令和7年度が247万5,000円という数字で徐々に算出させていただいているところでございまして、最終的には自走化というところでは、この管理運営費が、この3ページの実績見込みでございますけれども、この544万5,000円という数字が上がっておりますが、それを上回る見込み、収穫売上げの見込みがあれば自走化で、補助金に頼らない形であれば自走化というふうに考えておるところでございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）じゃ、この表を見る限りは令和9年度には自走化をしていくというところで、今後もグリーンパークにやっていただくという方向で考えているということですか。なかなかグリーンパークも高齢な方もたくさんいらっしゃる中で、実際、このブルーベリー農園の管理というところ、ほかのこともやっていただいているので、そのあたりはどこかの企業にとか、農業形態の持っておられるようなところというふうな考えではなくて、クリーンパークに自走してくださいというふうになっているということでしょうか。

議長（河合弘樹君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）おっしゃるとおりでございまして、今現時点、グリーンパーク熊取に自走化を促していくというところで、ただ、そのグリーンパーク熊取の重荷にはならないように、金銭面以外の人材確保に関しても積極的に町としても協力してまいりたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）あと、もう一点すみません。

ポットで今やっている苗なんですけれど、これ、1本の木を単価的に言うと1万2,000円か1万3,000円とかで1本植えて、収穫ができるのが2年後ですか。それから何年ぐらいこの木はこのままいけるんですか。また、これ苗木というのは買い替えていかないといけないとなったときに、自走化されて、またその負担というのは、この今の見る限りの利益というんですか、それではかなりまた大変になってくるのかなと思うんですけれど、このあたりはどうですか。

議長（河合弘樹君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）まず、一応一般的に言われていますのが、ポット栽培の場合は約10年から15年の寿命といえますか、があるというふうに聞いております。こちらのほうは一応計画的にやり替えていって、継続的に収益を上げられるような、一遍にやり替えるのではなくて、計画的にやり替えていくような形で考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）2ページの農園整備に係る補助金の内訳のところなんですけど、作業場整備費として670万円ほど計上されておるんですが、5ページの、そうですね、この農園の地図を見ると、これ既に作業場というのは第3農園のところにあるんですが、この補助金というのは拡張という形ですか。それとも新たに新規に新設されるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）こちらの5ページの図面でございますけれども、ここの作業場というのはあくまでも予定の図面でございまして、今はございません。ですので、あくまでも予定ということをお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）すみません、幾つかお尋ねしたいんですが、まず、自走化とさっき二見議員もおつ

しゃられたんですが、何をもって自走化なのか、一切熊取町からお金を入れないというところが自走化なのか、それとも、こういうふうに事あるごとに農園整備の補助金というのは導入するということでも自走化となるのかをまず教えてください。

議長（河合弘樹君） 蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君） もう補助金を当て込まないというところで、もしそのポットのやり替えとか、そういったところもグリーンパークのほうで常々にそういう計画的なやり替えというのを立てていただいて、それに応じてパークの中でしていただくというところが自走化というふうに考えております。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6 番（大林隆昭君） 最初の説明のときに、自走化を目標に今回第3農園を拡張しますという説明がありましたので、これが最後の、言うたら大きな補助金の投入であると。これは完成して、令和10年からしっかりと取れるようになれば、一切のお金は投入しないということによろしいですか。

議長（河合弘樹君） 蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君） 基本的にはそのような考えで、もう、これが最後ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 大林議員。

6 番（大林隆昭君） 一応、これが最後だろうというふうに認識はさせていただきます。

くまとりやもん、熊取町の名物をつくるという中で、補助金が欲しいという方はたくさんおられます。当然、産業活性化基金とかで補助金を一定つけてはいただいておりますが、これだけ多額の補助金となるとほかに見ないので、それだけしっかりと取り組んでいってほしいという思いはあります。ですが、これが自走化できないということになれば、この今のやり方、今のこの運営の仕方自体を変えていかないと自走ができないんだろうなというふうに私は思っていますので、今、補助金の投入はこれが最後ですかというふうに聞かせていただきました。今までも、僕が議員になってからも2回ぐらいこれぐらいの金額の補助金が入っていますので、もうそろそろ本当に自走化していただかないと、ブルーベリー作るのはいいですけれど、お金がかかるばかりやなというふうに言われるので、そのあたりはしっかりと考えていってほしいなというふうに思っています。

先ほどの質問とかぶるんですが、指定管理についても、この一番最初の趣旨の中で、和田山Berry Parkは奥山雨山自然公園や永楽ゆめの森公園と併せて周辺地域の活性化に資するものというふうに書いていただいておりますので、当然指定管理も一体で考えるべきであろうというふうに思っています。わざわざ和田山Berry Parkだけを別の指定管理業者に任せているというのがそもそもの問題なんじゃないのかなと、この趣旨からは外れているんじゃないかと思っているんですが、そのあたりはどうお考えですか。

議長（河合弘樹君） 蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君） 野外活動ふれあい広場の指定管理者、グリーンパークをお願いしておりますけれども、こちらの施設と和田山Berry Parkにつきましては、今現時点、現状の流れからいきますと、もう管理運営もグリーンパークをお願いしているという形がある以上、一体的に整備して管理していただくというのが本来の流れかなというふうに考えておりますので、次の更新の際には、この和田山Berry Parkも含めた指定管理というふうに考えております。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 指定管理については、とても大きな問題でも課題でもあります。ただ、今現在、ブルーベリー園は、そもそもNPO法人の自主事業として運営されているということがまず1点、民有地を借り上げられて自主運営されているというのが1点、その中で、やはり周辺整備という中で非常に大きな経済効果を生んでいるものでございます。ただ、その中で、野外活動ふれあい広場の指定管理も含めた中ということですが、ただ一体的には、土地利用、サービス利用として一

体的な考えということで、ただ、底地の関係とか管理運営の形態もございますので、そこは柔軟な対応というか、結果的にはサービス利用ということでの一体感の中での指定管理ということで考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）NPOの自主事業というふうにおっしゃられたんですが、自主事業にこれだけ大きな補助金をつけるのはどうかなというふうに思いますので、そのあたりはちょっとしっかりと考えて、本当に、これ別にお金をつぎ込むなと言っているんじゃないんです。お金をつぎ込むのであれば、それなりの成果というか、そういうのはやっぱりそろそろ見えてこないと、和田山Berry Park、野活、永楽ゆめの森、奥山雨山自然公園というのは、一体的にどこか大きなビジョンを描けるところが管理をするべきであろうというふうに思いますので、これは強くお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）皆さんご意見があるのは、不安にある分がやっぱりあるからご意見があるかと思うんですけども、私自身もこの分について、第3農園の収穫まだですよ。今年の夏ですよ。今年の夏収穫して、どのぐらいの出荷というのがあるのを見てからでいいん違うかなって、拡張するのはというふうに思うんですけど、今、この説明の中にも出荷する予定であると。そして、取引先を獲得すべく営業活動を行っていて、何かその分、収穫不足が見込まれるって。実際、だからこれ予想ですよ。現実どうなのかというものが何もない中で拡張するのはいかなものかなというふうに思うんですけども、実際この取引先をどれだけ、何社取引先獲得を今できているんですか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）実際に結果として見えていないところに非常に不安を感じる。また、自主事業と言いながら多額の補助金を充てているということに、とても採算取れるのかどうかという非常に不安を抱えていらっしゃるというのはご意見としてひしひしと伝わってきます。

ただ、今もう現在、このお手元の資料で第3農園の収穫量でございますが、①のところでございます。令和6年度にあっては396キロ収穫予定でございます。これまでにいろんな町内のスイーツ店、あるいはブルーベリーを含めた果実の加工業者の方々といろんなところで接点を持って営業活動をしてまいりました。今ご紹介させていただけるのは、そういった方々が潜在的に、和田山Berry Parkのブルーベリーを使っていたらどれぐらい要りますかねとお聞きすると、合計400キロの受注希望も今聞いている段階です。

ですので、この400キロが、今まで待ってもらっていたわけです。それでようやく出荷できるというところまで来ておりますので、まず、第3農園、これから順次大きくなっていく、収量も増えてくるんですけど、そういった見込みの中では、まだまだ大口事業者、潜在掘り起こし、あるいは、この熊取町のブルーベリーを使っていたらホテルやお店とか、いろんなところ営業をかけていける、ようやくできると。今まで実がないからできなかっただけの話でございますから。ですので、そういった意味では、まず目先の第3農園の390キロのはけ先というか、販売先は、もうある種確実性を持った数字ということで説明させていただきます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）ご説明であるならば、それであるならば、まずは第3農園の収穫を見て、その実施状況、また、その取引状況を見てからでも拡張はいいん違うんですか。収穫するのに2年かかるから、もう今からというふうに言っていますが、今、まだその分、運営料は赤になっているような状態ですよ。収益と比べてかかっている費用を見たら赤なんです。そこにまだ補助金を2,000万

円も、毎回毎回2,000万円、ほかの議員からも意見ありましたが、そこまで出してしていくところにちょっと不安を感じるんです。そういったところで意見を言わせていただいております。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）私どもの収益計画、NPOからいただいている話をしながら収益計画を立てているわけですが、お手元の資料で申し上げれば、3ページの③というのが管理運営費でございます。これは維持管理、ランニングコストのところでございます。第3農園を拡張をしたとしても、令和7年度以降、一定金額で管理運営費が収まるやろうと。544万5,000円でございます。冒頭説明であった、少し触れていないか知りませんが、入場者数につきましても、順次、これ令和5年度、今年の夏については、たまたま営業活動もあって、テレビ取材も入って、その中で、令和4年に比べて約200人ほど、40%の増がありました。ですので、これまた夏には営業活動も含めて、大体人数として30%増で、マックスというのが2,580人で、キャパの問題もありますけれども、そういった分で増えていくやろうと。

今年の夏もそうでしたんですけれど、来場したお客様が、家帰ってブルーベリー食べるのにお土産として買いたいという方がたくさんいらっしゃいました。その中で、私どもは事業者への販売もありましたから、それはちょっと我慢していただきながら調整して何とかやりくりして、この夏はブルーベリーの果実を皆さん少しずつ我慢していただきながら販売なりしたところでございます。ですので、これが総じて申し上げられるのは、第1、第2農園と第3農園、現行の第3農園の管理運営費が、ちょっと数字が309万円ほど。ですから、これが第1、第2、第3農園、現行の第3農園までの、これで言うても、収益で言ったら、令和8年度に収益が黒字化するという計算でございます。それが拡張を入れたとしても、令和9年度、翌年度には収益が黒字化するという見込みです。これは、議員おっしゃるように、いずれもこれからのお客様相手、これからの販売数字ということはもちろんご指摘のとおりかもしれませんが、これに向けてこれぐらい伸びて推移していくだろうということで、NPOとは緻密な計算で積み上げた中での数字でございます。

ですので、今までも当初の計画で申し上げれば、最初の計画であれば令和6年、これが黒字化するという見込みでございましたから、これが2年、3年の中で黒字化できるという見通しが立ったものですから、ここは一層、この泉州地域の中でもいろんなところでブルーベリーやりたいというお声上がっているというのが正直です。その中で、熊取町のブルーベリーブランド化が、一步、先駆的、先駆的な整備の中で見通しの立つ収益計画の中で、率先してブランドのイメージリーダーを図っていききたいと、そのように考えてございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）別に反対しているものじゃないんです、ブルーベリーのブランド化というのは熊取町として取り組んできていますので、反対するものではないんですが、今、第3農園の収穫もまだ見ずに拡張するのはいかなものかなという意見をさせていただいているだけです。

議長（河合弘樹君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）確かに第3農園の収穫がまだの中で、このように我々動いている中で、ただ、第3農園の収穫を見越して、今、例えば大阪産のマッチング商談会であるとか、そういったところに我々もグリーンパークと行政と一緒に参加させていただいているところでございます。そこでは多種多様な飲食業であるとか、ホテルであるとか、いろんな多種多様な業種の方がご参加いただいていて、取りあえず名刺交換等、ほんでお話等をお伺いさせていただいた業者が約10社弱ほどございます。そういったところは、皆さん、例えばホテルであれば、もう毎日のように、毎朝食ブルーベリー出されるわけやと思いますが、200キロ単位とか、そういった単位でもしお取引できるのであればというようなお話もいただいておりますので、こういったお話がある中で、今、こういう拡張ということでもありますので、そのニーズは十分に確保できるのではないかというふうに考えております。

あと、先ほど理事のほうから申し上げた既存の今の事業者、今扱っている事業者につきましても、令和5年度は90キロという単位でしか扱っていただけませんでした。それは、ただブルーベリーがなかったからでございます。実際にこういった事業者がもうマックスで、本当に必要なだけ要るんやということであれば、先ほどもおっしゃった400キロ、これかなり抑えめやと思います。400キロ以上の今の既存の事業者たちだけでも賄えるのではないかというふうに考えておりますので、十分そのニーズはあるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） それであるならば、この説明書の中に需要があるということもちゃんと示すべきではないですか。ただ単に取引先を獲得して営業活動を行っているというだけで、そしてまた実の収穫、最大収穫量であっても不足が見込まれるという言葉だけでは説明になっていないです。やっぱりそういったホテル業界とか、そういったところの需要が、今、目に見えて何社あると。だから、その需要に応えるために、自走化ではないんです。その需要に応えるために収穫量を増やさないといけないという、そういった理由づけがあって初めて拡張しなければならないなというところになるん違うかなというふうに思うんですけど、だから、そういった、実際にこういう声は何社と契約していてというものの説明も欲しいと思います。お願いします。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 現在、事業者様については14社納入していただいております。その中で、回せる実を全て回しても92キロしかなかったという状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

7 番（田中圭介君） すみません、先ほどから皆さん心配されているのは、やはり恐らく先ほどから見込み見込みとおっしゃっておりますが、実際の数字が伴ってきていないですよ。売上げにしても、令和5年度当初計画では290万円だったものが95万円で、ブルーベリーの入場者数も3,240人だったのが692しか来なかったと。今後も6年、7年、8年見たとしても、果たしてこの下の数字が全くついてきていませんよね。これはどういうふうにして、例えばいいです。ブルーベリーの入場者数をどうやって692人から3,600人にするんですか。

議長（河合弘樹君） 蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君） この収穫、売上げが実際の計画、当初計画に伴っていなかったというのは、非常に我々としても苦渋なことでございます。ただ、先ほど説明のほうで申し上げたように、まず第1農園、第2農園の排水性の問題もございまして、収穫量が思ったより伸びなかったということで、まず、もうこの収穫量が伸びないということで、実際に開園期間も短くなってしまいました。令和4年と比べて令和3年は27日間、ほぼ1月の開園期間があったんですが、結局、令和4年につきましては20日程度ということで、10日ほど短くなったと。それに合わせて入園者の調整のほうも、やっぱり人数調整もされたということで伸びなかったという影響はあろうかと思います。ただ、それと併せてコロナの影響であるとか、天候の不順の影響であるとかいろいろ複合的にあろうかというふうに考えておるところでございます。

ただ、今後は、そういった阻害要因というのが全てないものであろうというふうに想定して、こういった数字、実績とその見込みを上げさせていただいておりますので、そこはちょっとご容赦いただけたらなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 補足になりますけれども、基本的に当初の計画のときには、やはり経験のない中で机上のブルーベリーのそのものの木の生育であったり、あとまた希望的な期待値を込めた入園者の数で積算したのも事実です。その中で、積算の中で導き出された答えというのが、お手元の2ページに資料がありますが、売上げの中で令和6年度が管理運営費を上回るであろうという当初

の計画の中での収益計画になります。

ですので、議員からご質問の中でありましたように、当初計画に戻るとというのが一番ベターでありますけれど、ただ、この4年間の実績の中、見た中で、やはり当初計画というのは組単価2,400円、何組来て2,400円掛ける何ぼで売上げを計算していたところもございます。これかなり、今、実際やってみる中で乱暴な推計の仕方というのもNPOのほうでもありまして、実際に来た人数でこれから今後見通しを立てていこうと。その中で、下段の表、全て下段の表の中で、今現在の実績を見た中で今後の推移を計算した中で、収益計画を時点修正しようということで、この先が、令和6年には管理運営費を上回る見込みをしていましたが、ただ、次には、令和9年度には少し2年、3年は遅れますけれども、収益の見通しが立ってきたというもので、繰り返しになりますけれども、実績値を見た中で時点修正ということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

7番（田中圭介君） 来てほしいという思いは分かるんですけど、これ実際、また今年も1か月ちょっとぐらいしかブルーベリーを狩る期間はないですよ。なので、具体的な1,000という数字が多分僕はマックスじゃないのかと思う。1,000じゃないわ。900人ぐらいですかね、今年が。もう何か令和10年見たら2,580人来ますというの、これむちゃくちゃ数字じゃないかと思います。なぜかというたら、先ほどおっしゃった地盤が悪い、これ以上、収穫時期が来ないということになったら、この2,580人もまず来るわけがないと思うんです、普通に考えたら。

希望を持ったらいいと思うんですけど、それに対して、あと、先ほど皆さん聞かれていた第3農園に関しても、今14社でもっと欲しいというところがある。渡辺議員も先ほど、ほんまにどれぐらいの会社、事業者からオファーが来ているのか。そういったことを踏まえてから増やしていかないと、これ増えたら増えて、ほんでまた事業者相手も14社から20社ぐらいしか増えへんかったといつて、逆に余ってきたりしたら、今度はキロ単価減らして安くせな売れませんよね。何かすごくあんまり将来が見えてこないと皆さん思っていると思うんです。

それに対してきっちりしていただくように、もうちょっときめ細やかな、ふるさと納税の返礼品とかでもいいんですけど、実際、じゃ、ふるさと納税の返礼品でブルーベリーを取り扱った商品はどれぐらい売れているのかとかという数値も見せていただいて、ふるさと納税でブルーベリーを使った商品、これだけ売れているんですとなってきたら、ほしたらブルーベリーをもっと使ったら、ふるさと納税も増えるんだろうなというふうな認識が僕らもできるんですけど、このごっこりした無謀な数字だけ見せられても、なかなか多分議員の皆さん納得いかないと思うんです。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） まず、議員のほうからありましたように、今、ふるさと納税の返礼品でブルーベリー使っていた事業者が2社ございまして、まず1点は、令和5年から実際にはスタートしたというものでございますから、令和5年の実績だけをちょっとお聞きしているところ、ブルーベリーの果実で5件ありました。ただ、0から5ですから。ただ、期間短い中ですから、それはちょっと申し訳ございません。期間が本当に短い中ですから。ただ、ジェラートについても11件に、初めての年で、これブランド化の認知度というのかなり影響すると思いますから、一生懸命、観光協会も含めていろんなところで「くまとりやもん」の周知に努めているところです。これはこれから伸びていくだろうと、そのように考えてございます。

一方、その中で、やはり生ものでございまして、賞味期限も非常に短いという代物でございますから、やはり議員ご心配のとおり、お客様が来なかったら腐っていくだけかという話になりますから、そこはもう保険というか、Bプランとして、このお示しにあったとおり、施設整備を入れまして、冷凍設備を入れると。ですから、果実はもう一粒たりとも無駄にしないという中で販売をしていきたいと。一年中楽しんでいただけるためにも冷凍設備を入れていくと。それは僕らも期待値を込めた数字かもしれません。ですから、今でしたら1日4クール、週のうち4日営業ですか。そう

いう中で最大限まで来るやろうという、これ目標下げていったら楽しんでしまいますから、やはり高いところの数値は持ちながらもやっていきたいと。その中で1粒たりとも無駄にしない営業でいきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7番（田中圭介君）ちなみに、冷凍期間というのはどれぐらいもつんですか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）事業者様にお聞きするところ、大体常温で、今回、議員もうご存じいただいているかと思いますが、NPOのほうでブルーベリーコンポートが商品化されました。それを常温で1年ということにはお聞きしてございます。ですので、冷凍についても大体1年ということでは聞いてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7番（田中圭介君）常温で1年ももつ。ほんで冷凍でも1年もつ。なるほど分かりました。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）別に冷凍と、たまたまの説明が続いただけでございますので、冷凍というのは、通常1年期間ということで、熊取コロッケと商品が違うんですけど、大体冷凍で1年ということでお聞きしていますので、1年かなと、そのように考えてございます。

以上でございます。その辺は、詳細はまた詰めていきたいと、そのように考えてございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7番（田中圭介君）ふるさと納税も、やっぱりされている方が1桁とか2桁前半の数字だったら、やはりやる意味がないかなというのが出てこないように、ちょっとポータルサイトで頑張っていただいたり、そういうような努力をしていただかないと、ふるさと納税の返礼品をされる方も、やはりただでしてくれるわけではないので、それにもうちょっと力を入れていって、熊取町のふるさと納税、多分僕は一般質問すると思いますが、9割減ってきている中で、5件と11件足しても20件満たないところなので、やはり数百件ぐらいいくぐらいやったらその業者も続けますと思いますが、この数字やったら多分途中でやめと思うんです。その辺も、ポータルサイトをどれだけ生かすか。またSNS等の発信もいいと思うので、そういうところにももうちょっと力を入れていってあげて、ふるさと納税の返礼品をしてくれる方をやっぱり囲っていってあげていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ふるさと納税の件で、NPOともいつもお話をさせていただいております。

その中でも、今は果実そのもの、そして生の果実だけでしたが、ただ、NPOのほうでも製造委託の中でコンポートを商品開発したという中で、いろんなバリエーションのセット物であるとか、コンポートと合わせた生の実であったり、冷凍であったりと、いろんなバリエーションも増やしていきたいなということは常々お話ししておりますので、その中でも1件も多く増えるように、そのように、またSNSも含めまして積極的に協力してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7番（田中圭介君）すみません、ちょっとあと1点だけ。

これ業者からのご注文だと思うんですけど、これ1キロ売りしているんですか。業者のほうに対しては、10キロか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）すみません、業者の方には1キロ売りでございます。1キロ3,000円で販売でやっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7 番（田中圭介君）大体 1 キロ 3,000 円やったら、普通のところだとヘタとかはついていないんですけど、熊取産はどうもヘタとかがついているというところで、かなりこれ 1 キロはちょっとほんまにあるのかという声をこの間聞いたところなので、それちゃんと取って販売してあげるようにしないと、ちょっとヘタついているのがいっぱい入っているようなこと言うていますので、その辺ちょっとよろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それは、またお客様の貴重なご意見として、また NPO のほうにはお伝えするとしながらも、やはり私どものブルーベリーは安さが売りでございます。ですので、そこはちょっと価格の中でのことということと踏まえながら、ただ、ご利用者様の皆様の顧客満足度というのは、これ最大限重視しなければいけないと、そのように考えています。また、NPO のほうへはお伝えしたいと、そのように考えてございます。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、今、販売用の卸している出荷のやつでヘタが入っていたというのは、ちょっと私ども初めてお聞きしております。実際、ブルーベリー、私らが認識しておるのは、ブルーベリー狩りのところでお土産で買っていただくパックあります。ああいうふうな形でパッケージしたものを同数で販売させていただいておりますので、その果実のところにはヘタが入っているという認識が、すみません、ちょっと私ども今までなくて、今初めてお聞きしたので、そのあたりはちょっと確認はさせていただきます。申し訳ございません。

議長（河合弘樹君）田中議員。

7 番（田中圭介君）僕、日曜日の夕方に 2 社から聞いておりますので、間違いございません。
以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

13 番（坂上昌史君）これ、熊取町の職員の方が動いているコストって、実績でいいんで、今まで年間どれぐらいかかっているのか教えてください。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）実際に、先ほど申し上げましたとおり、NPO 法人の自主事業ということで、補助金こそすら支援しながらも、NPO に動いていただいていると。ただ、私ども職員のほうで動いているというのはあくまで助言・協力のアドバイスの段階でございます。これはコストとして見ていいのかどうかというのは非常に困ります。ただ、私どもは熊取町のブランド化のために動いている、直の事業として動いているわけでございますので、これに係るコストというのは、申し訳ありませんが、ちょっとはじき出せないというか、私どもは私どもで町のブランド化の事業、地域活性化のために動いているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、ちょっと補足させていただきます。我々、産業振興課の職員がこのような営業先であったりとか、そういうようなアドバイスというのは、今、理事のほうで説明させていただいたところなんですけれども、まず、NPO のほうに従事していただくところというのは、これまでの補助金のほうにも人件費というのは一定入れさせていただいています。第 3 農園に専属で取りかかっていたいただいている人にも、その分の人件費というのは、その補助金のほうに入れさせていただいています。

プラスアルファ、産業活性化の推進員ということで、本町の産業振興課のほうに専門の職員をこちらのほうで雇用させていただいております。そちらの人件費につきましては、あくまで産業活性化の推進ということで、産業活性化の補助金メニューを増やしたときに、事業所の誘致であったりとか、そういったところの営業活動に行っていただくのとプラス、また農園の整備のところも従事していただいて、また、ブルーベリーの営業活動もやっていただくという形でお一人、ちょっとす

みません、金額は今持ち合わせていないんですけれども、会計年度任用職員プラスアルファぐらいの人件費というのは私どものほうの予算で一応確保させていただいています。

ただ、言いましたように、それはあくまで産業活性化全体の推進員ということですので、割合がどれぐらい農園に従事しているというところであれば一定出せるかと思えますけれども、今現状は、ちょっとすみません、細かいところは持ち合わせていないというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）分かりました。

ここに含めるかどうかという話じゃなくて、何か役場の職員が動いているのであれば、もうちょっとその辺のコスト意識も含め、それも補助金ではないけれど、人間動いたらお金かかるしという部分ではちょっと認識してほしいなと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、ブルーベリー農園管理運営支援事業（第3農園の拡張）についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件4、宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う土砂埋立ての手続きの変更についての件を説明願います。岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）それでは、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う土砂埋立て等の手続の変更についてご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、1つ目に、今回の土砂埋立て等の手続変更の背景でございますが、令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、宅地造成等規制法を抜本的に改正して、土地の用途にかかわらず危険な盛土を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行されました。規制の運用開始については、大阪府が本町域に宅地造成等工事規制区域を指定する予定の令和6年4月1日となります。

次に、2、土砂埋立て等の手続を変更する趣旨でございますが、現行の土砂埋立て等につきましては、対象面積が3,000平方メートル以上は大阪府条例、500平方メートル以上3,000平方メートル未満は市町村条例で規制をしてきたところでありましたが、盛土規制法は、500平方メートルを超えるもの等となっており、現行の宅地造成等規制法と本町の土砂埋立て等の規制に関する条例を包含する法制度となっていることから、現行の土砂条例を廃止するものでございます。

なお、盛土規制法においては、罰則が抑止力として十分機能するよう、さらに厳しいものとなっております。また、大阪府域全体が令和6年4月に規制区域として指定される見込みとなっております。これまで以上の規制が期待できる内容となっております。

もう少し詳しく説明させていただきますと、資料の3ページのほうをご覧ください。

3ページの資料の左側、盛土規制法の概要をご覧ください。

先ほども申し上げましたように、宅地造成等規制法と土砂条例の内容が合わさって盛土規制法が施行されています。その盛土規制法の内容でございますが、規制区域については2種類ございます。

1つ目に、宅地造成等工事規制区域ですが、市街地または市街地になろうとする区域、集落など、人家等が存在するエリア、農地や森林等を含むエリアとして、主に都市計画区域を想定してございます。

2つ目に、特定盛土等規制区域ですが、市街地等から離れているものの、地形的に人家等に危険

を及ぼし得るエリアとして都市計画区域外、こちらは大阪府では岬町孝子のみが想定されてございます。

次に、規制対象でございますが、1つ目に、宅地造成として宅地以外の土地を宅地にするための盛土、その他の土地の形質の変更がございます。2つ目に、特定盛土等として、宅地または農地等における盛土等で、隣接または近接する宅地に災害を発生させるおそれ大きいものとなります。3つ目に、土石の堆積として、宅地または農地等における土石の堆積、一定期間の経過後に除却する一時的な堆積に限ると、3つが規定されてございます。

3ページの右側の盛土規制法と土砂条例の比較の表をご覧ください。

こちらの表の土砂条例については、大阪府の土砂条例について記載されておりまして、当町の土砂条例については、ほとんどが府条例と同じ内容となっております。

まず、比較表の中で盛土規制法との主な違いといたしましては、対象規模が府の土砂条例は3,000平方メートル以上、町の土砂条例では500平方メートル以上3,000平方メートル未満を対象としているのに対し、盛土規制法は500平方メートル超、または盛土高2メートルなどとなっております。

次に、罰則としては、府の土砂条例及び町の土砂条例は、共に2年以上の懲役または100万円以下の罰金でございますが、盛土規制法は3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金など、条例に比べ厳しいものとなっております。

資料の1ページにお戻りください。

3の経過措置でございますが、今回の手続の変更に当たりまして、現行の土砂条例廃止前になされた許可の申請等の行為に対する処分など、現行条例の規定の適用が廃止後も必要となりますので、次のような経過措置を設けます。

1つ目に、条例廃止直前の許可申請等に3月末までの許可処分が間に合わなかった場合、4月1日以降も従前のとおり許可を行うこと。

2つ目として、上記1の許可等及び3月までに行われた許可に関しては、許可期間満了まで現行条例における効力が有効となること。

3つ目に、3月末以前に発出された命令については、その事由が消滅するまでの間は4月1日以降も有効となること。

4つ目に、上記2及び3について、4月1日以降に土砂条例における新たな違反行為が確認された場合は、従前のとおり罰則を適用可能とすること。

以上、4つの経過措置を設ける予定でございますが、現在までに土砂条例の申請はございませんので、今後3月末までに申請が出てこない場合は、この経過措置の実質的な適用はほとんどないものと考えております。

次に、資料の4、大阪府及び府内の自治体の状況でございますが、大阪府は令和6年4月1日に廃止条例を施行予定で、経過措置は、先ほどご説明しました本町の経過措置と同様のものとなっております。また、府内で土砂条例のある団体のほとんどは来年度末に本町と同じように条例を廃止する予定となっております。

資料の2ページのほうをご覧ください。

次に、5の盛土規制法施行後の担当窓口につきましては、森林区域以外は大阪府の建築指導室審査指導課が窓口となりまして、町のまちづくり計画課の経由となります。また、森林区域につきましては町の経由はなく、直接大阪府のみどり推進室森づくり課が窓口となっております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の議員全員協議会の後、3月議会に土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を上程させていただき、ご可決いただいた後、4月1日に施行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（河合弘樹君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）１点修正させていただきます。資料にもございますけれども、今、課長の説明が、４のところですけども、大阪府及び大阪府内の自治体の制定状況のポツの２つ目なんですけれども、今年度末に条例を廃止する予定というふうになっておりますけれども、課長の口頭での説明が来年度末というふうに申し上げましたけれども、これは今年度末の誤りでございました。修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）大体のところは理解するんですが、国の新たな法律ができたことで、これまでの自治体独自の条例が必要なくなるということかなと思うんですが、新しい法律になって様々な規制がかけられていくかと思うんですが、熊取町としての仕事といいますか、役割というのは、これまでと何か変わる部分があるんですか。

議長（河合弘樹君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）盛土規制法が始まりましたら、届出の手続等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、500平方メートル超の分についても大阪府のほうが権限を持っておりますので、町のまちづくり計画課のほうを経由して府のほうに手続が進む形になります。

ただ、実際の相談事ですとか、あと、住民からのお問合せに対して一番最初に初動で動くところにつきましては、相談の内容にもよりますけれども、例えば生活環境の保全をしていかないといけないとか、ちょっと廃棄物が一緒に埋められているんじゃないかとかという問合せについては、これまでと同じような形で、条例ができるまでと同じような形で、例えば担当課である環境課ですとか、それ以外のところはそれぞれの担当のほうで対応していく場合もございますので、全く町のほうで何もしないということではないと思いますが、実質的な権限は大阪府のほうにほとんどがなっていくということになるかと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件４、宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う土砂埋立ての手続きの変更についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件５、第３期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定についての件を説明願います。岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）それでは、第３期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

まず、１つ目に、第３期熊取町一般廃棄物処理基本計画の趣旨及び経過についてでございます。

平成26年３月に策定しました第２期熊取町一般廃棄物処理基本計画。こちらは計画期間が平成26年度から令和５年度、平成31年３月に中間見直しを実施したところでございます。こちらの第２期計画につきまして、令和５年度の計画期間満了に伴い、基本的な方針、方向性は維持しつつ、環境、経済、社会情勢の変化に対応すべく、直近５年の実績を踏まえ、実態に即した次期計画の策定を行います。とりわけ一般廃棄物の排出抑制、減量化及び再資源化並びに適正処理をさらに推進するとともに、脱炭素社会の実現に向け取り組んでいきます。

なお、この計画は行政のみならず、住民や町内事業者の廃棄物に関する考え方を反映するため、様々な分野の方に参加していただく熊取町廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行い、答申を受け、策定するものでございます。

次に、２、熊取町廃棄物減量等推進審議会の経緯でございますが、審議会を３回開催いたしまし

た。まず、8月30日の第1回審議会で町長が諮問を行い、第1回から第3回まで、第2回が11月6日開催、第3回が12月18日開催、この3回におきまして審議しました後に、3回の審議会で審議会の委員長から答申を行いました。この答申を受けまして、最終完成しました計画案としまして、資料の後ろのほうに添付させていただいているところでございます。

その内容としまして、資料の3、第3期一般廃棄物処理基本計画の概要でございます。

(1) 計画期間につきましては、令和6年度から令和15年度までの10年間。

(2) 目指すべき将来像は、「未来に向かって、資源循環型社会を実現するまち～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～」でございます。

(3) 実施主体につきましては、住民・事業者・行政がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で連携・協働していきます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらにつきましては、第2期計画の中でこれまでの実績というものになってございます。

まず、ごみ処理の状況でございます。

まず、家庭系の可燃ごみにつきましては、平成21年4月の有料化から減少傾向でございましたが、令和元年から3年は横ばい、令和4年度に微減というふうになってございます。

缶類及び瓶類につきましては、平成30年までは減少傾向が続いておりましたが、令和元年から3年までは横ばい、令和4年度に減少となってございます。

紙類、衣類につきましては、平成30年までは減少傾向が続いておりましたが、コロナ禍で在宅時間の増加がありまして、令和元年度から3年度は増加、令和4年度は少し減少したような形になってございます。

ペットボトルにつきましては、少しずつですが増加傾向でございます。

プラスチック製……、すみません、容器包装が抜けておりまして、申し訳ございません、訂正お願いいたします。プラスチック製容器包装につきましては、これまでおおむね横ばい傾向でございましたが、コロナ禍で在宅時間が増加しまして、令和元年度以降、増加の傾向となっております。

小型家電については、平成26年の拠点回収を開始してから毎年1トンから2トンの状態が続いております。

粗大・不燃ごみについては、これまで横ばい傾向でございましたが、平成30年の台風21号により増加しまして、その後、少し下がりますが、コロナ禍もあって、また在宅時間の増加などによりまして一旦増加します。そして、少しずつまた減少というような傾向になってございます。

事業系の可燃ごみにつきましては、おおむね横ばい。資源ごみは横ばい傾向から減少傾向に少し変更してきておりまして、あと、粗大・不燃ごみについては、平成30年の台風21号の後、減少しまして、その後おおむね横ばい傾向となっております。

集団回収につきましては、年々減少傾向ですが、特にコロナ禍においては活動自粛をされたところが多かったのも、それが影響を受けて減少というふうになってございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

生活排水処理の状況でございます。

こちらにつきましては、まず、生活排水の適正処理人口としまして、浄化槽（合併処理浄化槽）の人口は年々減少しております。公共下水道人口につきましては、その反対に少しずつ増えてございます。

生活雑排水の未処理人口としまして、単独浄化槽でございすみなし浄化槽ですが、こちらは減少、くみ取り人口についても減少ということになってございます。

このような実績に基づきまして、(5)のところで第3期計画期間における数値目標を立てました。まず、ごみの数値目標としましては、家庭系ごみの発生量で1人当たり1日382.7グラムを目標といたします。令和4年度に比しまして20%削減を目指すこととしております。事業系ごみの発生量は年2,802トンで、こちらも令和4年度の20%削減というふうにしております。

再生利用率（資源化率）につきましては、令和4年度実績が13%でしたが、こちらの目標を21%というふうに立てております。

生活排水の数値目標といたしましては、生活排水の適正処理率は、令和4年度実績が88.2%ですが、これを95.8%まで上げていく目標としてございます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

（6）で施策の体系でございます。

まず、さきに述べましたように目指す将来像を設定しておりまして、その将来像の下、基本方針を立てております。その基本方針の下で具体的な施策等を推進していく形を取っております。

まず、左側のごみ処理の基本方針については4つあります。1、環境への負荷の軽減を図る。2、環境教育の充実を図る。3、住民、事業者、行政が協働してごみ処理に取り組む。4、安全・安心で確実な処理に取り組むという4つの基本方針でございます。

その下、排出抑制・再資源化施策としまして13の項目を立てました。詳しくは後ほどご説明させていただきますが、この13項目のうち3項目に、左側に二重丸をつけているんですが、この3項目につきましては、特にこの新しい計画の中で重点的に取り組んでいきたいというふうにしているものでございます。

そして、13番目の食品ロスの削減につきましては、食品ロス削減推進計画として掲載しているところでございます。

それから、分別収集、ごみの適正処理の中で、収集・運搬、中間処理、最終処分という体系になってございます。

右側の生活排水処理の基本方針としましては2つございまして、1、生活排水処理の整備。2、水の適正化処理に関する普及啓発の推進の2つでございます。その下で排出抑制・資源化、それから収集・運搬、中間処理、最終処分という体系を取ってございます。

次に、5ページをご覧ください。

（7）具体的な施策・処理等の主な内容をご説明いたします。

ほとんどが現行施策の多くを継続することとしておりますので、申し訳ございませんが、時間の関係上、重点取組、新しい取組など、かいつまんでの説明とさせていただきます。

まず、ごみ処理の状況でございますが、排出抑制・資源化施策の13項目のうち、重点取組の1つ目となります2、広報・啓発活動の推進でございます。

こちらの主な広報・啓発事項としましては、ごみの発生抑制、リサイクル、分別収集、資源化促進などの徹底、それから熊取町エコプロジェクト、それからプラスチック使用製品廃棄物への取組、それから不法投棄の防止などを考えてございます。

広報・啓発活動の方法としましては、掲示板、回覧板、広報紙及びホームページ、こちらに加えて、昨年12月4日に公開しました脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等の活用を新しく考えてございます。

計画案の52ページにも、この広報の啓発の方法ということで記載しておりますが、すみません、後ろの案のところにこの特設サイトの名称を書けてございませんので、この後、ここに追記させていただきたいと考えております。

それから、重点取組の2つ目、4、資源ごみ分別収集の推進のところでございます。

2つ目のちょぼのところになりますが、ごみ処理の広域化に伴うプラスチック使用製品の分別収集の検討をしていきたいと思っております。ごみ処理施設につきましては、泉佐野市田尻町清掃施設組合と広域化をしまして、令和14年度に予定をしております。このごみ処理の広域化につきましては、また環境施設広域化調査特別委員会でもご報告させていただくこととなりますが、泉佐野市の区画整理の事業者を公募しましたところ、応募がなく、全体的なスケジュールが遅れているということでございまして、これまでお知らせしていた令和12年度から令和14年度の予定ということで変更することになってございます。

したがって、計画案のところに、50ページ、71ページにもこの広域化のところがあるんですが、そちらについても14年度というふうに変更させていただきたいと思っております。

それから、資料の7、可燃ごみの有料制（指定袋制）の運用としまして、現行の可燃ごみ有料制（指定袋制）を維持しながらも、指定袋のサイズについての見直しを新しく検討していきたいと思っております。

また、可燃ごみ排出量が増加した場合や、今後、新ごみ処理施設の稼働時には、手数料について見直しを適宜検討してまいりたいと思っております。

次に、資料の6ページをご覧ください。

6ページの重点取組の3つ目の13、食品ロスの削減についてでございます。

令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律により、市町村の食品ロス削減計画につきましては、今のところ努力義務となっておりますが、今回この一般廃棄物の処理基本計画の中で食品ロス削減推進計画として位置づけを新しくさせていただきたいと思っております。

食品ロス削減推進計画の3つの柱としては、まず、食品ロス削減に向けた普及啓発、それから住民・事業者との連携、それから食品廃棄物の堆肥化や食品リサイクルなどの循環利用の推進でございます。

それから、ごみのほうの分別収集につきましては、現行の分別区分を維持しながら、その他の紙製容器包装、プラスチック使用製品の分別拡大を検討していきたいと思っております。

適正処理につきましては、収集・運搬、中間処理、最終処分については従前どおりとしながらも、低公害車の導入を推進するように引き続き検討をしていきたいと思っております。

次に、生活排水処理の状況についてでございます。

排出抑制・資源化施策としては、公共下水道の普及を進めるとともに、し尿・浄化槽汚泥への異物混入及び便槽や浄化槽への雨水混入を抑制いたします。

適正処理としましては、収集・運搬、それから最終処分につきましては従前どおりでございまして、中間処理につきましては、令和3年度から泉佐野市田尻町清掃施設組合への委託により広域化を既に実施しておりますので、引き続きその形で進めていきたいと思っております。

7ページをご覧ください。

そのほかとしまして、高齢者のごみ出し支援など継続する課題や、第2期計画以降に新たな課題となっている感染症対策について改めて記載のほうをしてございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今日の議員全員協議会の後、3月末に第3期計画の策定、公表をしていく予定となっております。

説明は以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）この削減計画の中で、まず1点、重点項目の中の具体的な取組というので、4ページのところで、広報・啓発活動の推進、廃棄物減量に向けてのというところと、食品ロス削減もそうなんですけれども、具体的にその広報・啓発だけではなくて、具体的にインセンティブのある活動、広報だけではなくて、実際に住民が削減意識を持ってもらうためには、インセンティブをつけての推進事業というものが一番効果があるのではないかということを以前も質問させていただいたんですけれども、グリーンライフ・ポイント事業です。そういったものも、この計画の中には、この中にはそういう記載はなかったんですけれども、そういったことに進展するということも考えられるのでしょうか。インセンティブを持たせて、この国のほうもそれ推進しているかと思うんです。

議長（河合弘樹君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）こちらの一般廃棄物の処理基本計画の中には直接入れる予定にはなってございませんけれども、もう一つ、脱炭素のほうの昨年策定しました計画の中で具体的な取組をいろいろと考えているところなんです、その際に、まだちょっと話が詳しいところまで決めかねている

んですが、今後、おっしゃっていただいたグリーンライフ・ポイントとはまた別なんですけれど、何かポイント制度ですね。例えば乗り物を使っての移動を、自転車とか歩行とかに変えたときにポイント制のものを使えるのかどうかも含めまして、ちょっと今後いろいろそういった新たな取組については考えていきたいところですので、それがちょっと今おっしゃっていただいているその内容のものに直結するかどうか分からないんですが、何か新しい取組については、脱炭素のところでも廃棄物の減量とか削減というのは絡んできますので、総合的にいろんな取組を考えていく中で、また住民に何かインセンティブを受け取ってもらえるようなものを考えていきたいなというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。今回のこの計画の中にはそういうものは入っていないということですね。

最後に、7 ページのところが高齢者等のごみ出し支援、その他というところで、そういった継続する課題というところがあるんですけども、本編では76 ページにあったかと思うんですけども、76 ページで「高齢者等支援が必要な方へのごみ出し支援について」というところの記載が5 番であるんですけども、現在実施している粗大ごみ排出サポート事業については継続していくというふうに書いてあるんですが、実際のところ、この高齢化に伴い、粗大だけではなくて、可燃ごみのごみ出し支援につきましても、高齢者の方、やっぱり今、それが課題になってきているということも、それもちっと認識していただきたいなというところ、そういったところの支援も必要やというふうなことも、今後この計画の中では検討の中に入れていただきたいなというふうに思っております。

高齢でなかなかごみ出しステーションまで持っていくのも困難という、そういった高齢者の方も増えてきているのが現状です。自治会によっては、それを支援している自治会もあるみたいなんですけれど、だから、そういった粗大ごみだけではないというところの課題もやっぱりその計画の中に一応検討課題として含めていただきたいなというのを要望させていただきます。

議長（河合弘樹君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた点に、高齢者の方のごみ出しの問題につきましては、私どもも認識しているところでございますが、今後、また高齢者の方の状況を見ながら、こちらの76 ページにも記載はさせていただいているんですが、関係する関係課のほうと協議をしながら進めていく部分も出てくるかと思しますので、また状況に合わせて検討していきたいなというふうには思っております。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画の策定についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君） 次に、案件6、教育支援センターの設置についての件を説明願います。上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君） それでは、教育支援センターの設置について説明いたします。

資料をご覧ください。

まずは、1、目的でございます。町立学校における不登校児童・生徒が増加傾向にあり、不登校児童・生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の設置についてのニーズが高まっているため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第11条の規定に基づく、いわゆる教育支援センターを設置することとします。

続きまして、2、設置時期でございます。令和6年4月を予定しております。ただし、本格的な稼働開始につきましては、翌5月を予定しております。

続きまして、3、開設日時でございます。土曜日、日曜日、祝日を除く平日の2日間、時間につきましては、午前9時から午後5時30分までの間の7時間15分を予定しております。

続きまして、4、設置場所でございます。熊取町五門東2丁目3番5号、教育・子どもセンター内となります。

続きまして、5、業務内容でございます。不登校児童・生徒の対策、関連業務として、(1)から(9)に掲げる業務を行うこととしております。

続きまして、6、運営体制でございます。会計年度任用職員を2名、学習支援ボランティアを1名を年間80日程度、臨床心理士1名を月に2回、それぞれ配置することを予定しております。

続きまして、7、予算関係でございます。人件費で323万6,000円。その他、備品購入等で141万7,000円を予定しております。

続きまして、8、近隣団体の状況でございます。市単位では、適応指導教室を数年前より開設しております。また、適応指導教室を教育支援センターに変更する事例が多くなってきております。なお、町単位では代替施設等により対応し、ほぼ全ての町で設置が完了している状況です。

続きまして、9、令和7年度以降の予定でございます。開設日の拡張のほかに児童、生徒、保護者等の意見などを踏まえまして、資料に記載のとおり体制の拡張に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、10、例規関係でございます。教育支援センター条例及び教育支援センター規則の制定のほか、教育委員会事務局事務分掌規則の改正を予定しております。

最後に11、1日の活動(例)でございます。現時点での概要となりますので、参考としてお読み取りいただければと思います。

私からの説明は以上となります。

議長(河合弘樹君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) これは、本会議の中でも何名かの議員から、早くこういう教育支援センターを設置するよというふうな質問があったかと思いますが、多くの自治体でも既に整備されている状況で、これはぜひとも必要なことであろうと思いますが、6番の運営体制のところちょっとお尋ねしたいんですが、人員配置として会計年度任用職員2名、学習支援ボランティアと臨床心理士については、たしかそれぞれ1名という説明であったかと思いますが、右下の1日の活動の状況のスケジュールといいますか、そこを見たときに、それぞれの1日の時間帯の中で会計年度任用職員が2名、学習支援ボランティアが1名常時いる状態なのか。その辺はどうなんですか、職員配置として。

議長(河合弘樹君) 河井学校教育課参事。

学校教育課参事(河井 淳君) 会計年度職員が2名と学習支援ボランティアが1名、同じ日に、その日3名で見るような体制をつくっていききたいなというふうに考えているところです。

議長(河合弘樹君) 坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) 分かりました。

学習支援ボランティアについては、恐らく複数の方が交代交代で入ることになると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

議長(河合弘樹君) 河井学校教育課参事。

学校教育課参事(河井 淳君) できるだけ同じ方に見ていただきたいという思いはあるんですけども、ボランティアという形で来ていただきますので、会計年度職員が常に同じ者が見るという形と、フォローしていただく方が1名というような形で考えています。複数の方が来ていただくこともあろうかなと、複数の方に登録いただくかなということも想定しています。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）右上に予算関係ということで465万3,000円ということで書かれております。この費用の大部分は会計年度任用職員に係る人件費かと思うんですが、会計年度職員については、これは、恐らく退職した教員の方とか、そういった方を想定されているのかなと思いますが、そういうふうに考えておられますか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）会計年度任用職員の2名なんですが、1名につきましては、今、議員がおっしゃられたような退職の教員であるということを想定しています。

もう1名につきましては、できるだけ教員がいいかなとは思っているんですが、スタッフ職として、できれば教員がいいという程度で考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。多和本議員。

2番（多和本英一君）不登校の児童・生徒の選択肢が生まれるということはとてもいいことだなと思うんですが、この教育支援センター設置についての保護者へのアナウンスとかはいつ頃されていく予定ですか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）現時点でアナウンスの日程というのは、まだはっきりとは決めかねています。これから考えて、またご相談させていただければと思っております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）この人件費に関しては、国・府なりの補助というのはあるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）これは全て単費で、補助はないという形になります。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）この令和7年度以降拡張予定というのは、やはりこの任用職員とか学習支援ボランティアの増員が前提になってくるということですか。開設日が増えるということですね。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）まず開設、6年度して、どれだけの児童・生徒がご利用いただけるかというところを見極めてからなんですが、たくさんの方がご利用されるようであれば、やはり開設時間も長くしなければならない。そうなってくると必要な人材も要するというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）じゃ、スタート時はどのぐらい来られるというのが想定されているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）河井学校教育課参事。

学校教育課参事（河井 淳君）実際、今のところ何名という具体的な数字をお答えすることはできないんですけども、何件か、やっぱりこれまでの間にもご相談いただいているというような経過もありますので、0で始まるということではないのかなというふうには想定はしています。ただ、4月の相談期間というような時期を一旦設けて、その間にこういう施設ができるからどうだろうかというようなご相談を受けるような形になってくるかなというふうには考えています。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）できるだけ断ることなく受け入れていただければなと、そのように思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）教育支援センターをやっと立ち上げていただき、ありがたく思っております。中身についてはまた質問したいなと思っているんですけども、この業務の内容を5番にいろいろ、9項目ありますよね。この分について、この会計任用職員にやっていただくということなんですか。

学習支援ボランティアと臨床心理士、この業務について中心的に関わってくださる方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）河井学校教育課参事。

学校教育課参事（河井 淳君）運営していく中で中心的に動いていくのが、この会計年度職員になってくるかなというふうには思うんですけども、当然指導主事も関わりながら、その中でどんな形で進めていこうかという相談をしながら進めていきたいなというふうには考えているところです。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）やっぱりちょっとそういった方がちゃんとついていただかないと、せっかく立ち上げて中身のないものになってくのではないかなというふうに思っております。せっかく不登校児童・生徒がそこに行って、やっぱり心のケアとか、いろんな携わり、そういった面で臨床心理士もいらっしゃるかも分からないんですけども、私が前質問したときには、やっぱり貝塚市のほうとか、ほかのところも元学校長が中心的に、学校、そういった教育についてしっかりと熟知した方がそういった運営をされていたので、やっぱり子どもたちが来ても来なくても、そういう方がしっかりいつでも迎える体制を整えてはったんです。やっぱりその子たちに関わってこられたというところ、そして、その子たちをいかに学校へ戻すことができるかというか、学校に行ってもらえるように関わっていくとか、授業の勉強についてもしっかりと指導したりとか、そういったことをされていた。貝塚市なんですけれど、されていたんです。

だから、そういったことができる方をしっかりこの支援センターにも配置していただきたいなというふうに思っておりますので、その辺、ちょっと会計年度任用職員でいいのかなというところをちょっと不安に思います。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろご心配いただいてありがとうございます。

今現在も不登校支援というのは、当然うちの先生方、指導主事の先生方が今メインで対応しておりますので、あくまでもこの支援センターに常駐するのは会計年度の職員とかスタッフになりますけれども、もちろん相談というのは、今までどおり学校を通して、学校にもそういう担当の先生がいるし、SSWもいるし、そういうような中で、当然うちの指導主事が中心となってこちらのセンターの常駐職員と連携取りながら進めていくということでスタートさせていただきたいなと思っています。

現状、支援センターがないということで、いろんな教育相談に教育相談員もおられますので、今ある教育相談員なり、SSW、それから、今も主になって動いている指導主事がメインになってこちらの職員と連携しながら進めていく、そういうふうなイメージでお考えいただけたらなと思います。

当然、ここに常駐していただく人についても、さっき参事のほうからありましたように、学校のOBの先生というのを想定していますので、一定そのあたり、スタート時、そういう形でスタートさせていただいて、当然、人材確保等も含めて、今後いろんなところで人材の確保とか、新たな相談員であったりとか、こちらに常駐していく職員の確保にも努めていきたいなと思います。当面は、だからスタートをまずするというので、本町の教育委員会にいてる指導主事が一定方針とかを決めながらスタートさせていただきたいということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

13番（坂上昌史君）この日々の業務はここに書いている会計年度の方とかがやっていくと思うんですけども、それに付随する業務、その授業の評価やったりとか、その他もろもろで結構な業務量になるんちゃうかなと思うんですけども、教育委員会事務局のほうでこの事業に関して増員とかを考えていないんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）当然、来年度スタートに当たっては、人事案件ですので、ちょっとここでとい

うのは、今いろんな当然、教育長含めて、学校職員の配置とかも含めた検討の中ですので、ちょっとそのあたりはご勘弁ください。

ただ、冒頭ありましたように、当然ここ、これからスタートして何人来られるのかというところがまだちょっと分からない状況の中で、当然、相談の件数であったりとか、通所される生徒・児童の人数によって、そのあたりの体制については都度都度検討させていただいて、担当の部局のほうとは相談させていただきたいなと思っていますので、その辺でご容赦をお願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6 番（大林隆昭君）これはずっと熊取町がやられるつもりなのか、どこかのタイミングで民間に投げるというのも考えているのか、教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）この教育支援センターというのは、もともとやっぱり不登校の子どもの支援ということで、これについては町のほうで一定進めていく必要はあるかなと思います。議員おっしゃるように、民間でいろんなフリースクールというのが当然出来上がってきて、それぞれ特徴的な不登校支援というのをされていますので、一定そこは連携を取りながら、子どもの状況に応じて、既にそういうところに通われている子どももいますので、そこは上手に分担しながら、それぞれ特徴はお持ちだと思いますので、こちらはやっぱり、うちの子、ちょっとなかなか学校行けないけれどどうしたらええんかなという相談をまずメインにして、こういうところありますよ、町としてこういうのをやっていますよ、民間にはこういうところありますよというところをご紹介しながら、子どもの個性に合ったところで将来に向けていろんな勉強というか、体験をしていただけたらなというふうに思っていますので、やっぱり一定町のほうの相談窓口、受皿としては、これからも町のほうで進めていきたいなというふうには考えてございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件 6、教育支援センターの設置についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件 7、学校運営協議会の設置についての件を説明願います。上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）それでは、学校運営協議会の設置について説明いたします。

資料をご覧ください。

まずは、1、目的でございます。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であり、これからの公立学校は開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域と共にある学校へと転換していくことが重要となっています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、その設置が求められていることから、学校運営協議会を設置することとします。

続きまして、2、学校運営協議会の主な機能でございます。

ここでは、国が示す大きな機能の3つを記載しております。1つが、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。次に、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること。最後に、教職員の任用に関する教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができることとなっております。

続きまして、3、本町に設置する学校運営協議会の内容でございます。

所掌事務を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、4、令和6年度の設置校ですが、熊取中学校に設置し、様々な取組を通して実践を

試み、他校へと拡充していけたらと考えております。

続きまして、5、予算関係でございます。

委員の報酬としまして年額1万2,000円の6名分、計7万2,000円を予定しております。

続きまして、申し訳ございません、こちら番号に誤りがあって、ちょっと番号飛んでしまうんですが、8、近隣団体の状況でございます。

貝塚市におきましては小学校で2つ、中学校で1つ、岬町では小学校で2つがそれぞれ設置されているような状況でございます。

最後に、9、例規関係でございます。

熊取町学校運営協議会規則を新たに制定することを予定しております。また、これに伴いまして、小・中学校管理規則の一部を改正することを予定しております。また、学校運営協議会を教育委員会の附属機関として正式に位置づけることから附属機関条例を、学校運営協議会の委員に対する報酬を定めることから非常勤特別職職員報酬等条例を、それぞれ一部改定することを予定しております。

私からの説明は以上となります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）今年度、熊取中学校をモデル校として立ち上げるというふうに説明がありましたけれども、近隣も全校ではなく、貝塚市で小学校で2つ、中学校で1つということで、熊取町においては、これから全校設置をしていくのかどうかというのはもう決めているんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的には文部科学省は全校設置というのに努めてくださいということになっています。近隣市町でも、やっぱり全校にないというのは何でやというたら、やっぱり協議委員会の委員をしていただく人を見つけるのがなかなか大変ということと、地域と学校のつながりというのが、結構地方部に行くと、運動会に地域の人が来たりとかというふうなつながりがあるんですけれども、どうしてもやっぱり地域と学校のつながりがだんだん薄れてきているよねというところら辺があって、なかなか全校設置というのは難しいなという状況です。

本町では、熊取中学校がユネスコスクールという関連で動いて、結構子どもたちが学校周りの清掃活動を地域の人とやっていたりとか、そういうようなところもあって、まず熊中でスタートしてもらおうかと。東小なんか、議員もご存じだと思いますけれど、芝生委員会というのがあったり、やっぱり地域の課題を子どもたちと一緒に解決していこうとか、学校の課題に地域の人が入ってきていただこうとなると、やっぱり地域とのつながりというのが大事なと思うので、その辺が整ったところから徐々に広げていけたらなというふうには思っております。

だから、来年度、熊取中学校のほうでやってもらって、当然いろんな課題が出てくるかなと思うので、その辺を8校で共有しながら広げていけたらなというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今の二見議員の質問とも関連しますが、ここでは近隣団体の状況ということで、貝塚市と岬町しか書かれていないんですが、そのほかの自治体の状況はどうかということをお聞きしたいのと、それと、地域教育協議会というのがございますよね。その地域教育協議会との関係はどうか、地域教育協議会との違いというか、その辺を教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）府内の実績で言いますと、北のほうというのかな、市町村名で言いますと藤井寺市、大阪狭山市、それから泉大津市、和泉市に、全校ではないですけども、うちとか貝塚市とか岬町と同じように、小学校の中で幾つかこの学校運営協議会をお持ちになっている団体はあります。今回、近隣市町ということで、泉南エリアのほうで貝塚市と岬町という事例を挙げさせていた

だいております。だから、府下でも学校数が市町村によって違いますので、全校にあるところというのは、泉大津市が一応、今、小学校、中学校ともお持ちになっているのかなというふうな情報は持っております。そのほかについては、全小学校のとか全中学校のうちの一部の学校に設置されているという状況です。

2点目の地域教育協議会、地協と言うている部分ですけれども、こちらは地域のほうから学校に対してアプローチしていくという団体でございます。今回の学校協議会は、学校のほうから地域のほうにアプローチしていく。文部科学省のほうでは、この2つを車の両輪ということで動かして、それぞれ連携を取りながら地域課題、あるいは学校課題の解決に向けて動いていってくださいねと。本町の場合は、地域教育協議会については、生涯学習のほうの部局のほうで地域の区長であったりとか、PTAの役員であったり、それから、いろんな地域で活動されている団体と一緒に、地域の課題、学校の課題に対して地域がどういう関わりをしていくのかということと既に活動していますので、今回の設置の学校運営協議会とは、そこは車の両輪という形で、お互い協議・協力しながら、学校、それから地域の課題の解決に向けていくというイメージでご理解いただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）もうひとつあんまりよく分かりませんが、今のお話でも、大阪府下でもまだまだ設置されている自治体は少数派ですよ。そんなに広く進んでいないと。

先ほどの教育支援センターの場合と違って、設置する必要性自体は何かあまり感じられない気がするんです。こういったものは、その地域の中からこういうのが必要だということで声が湧き起こってきているような状況であればいいんですけど、結局こういうのを設置しても、委員になる人を募集しないとイケない。そういう委員の成り手がいないとかいうことにもなりかねないし、いざ設置すれば設置したで、それを回していくためには、また職員の事務が発生したり、あるいは学校側の手間暇が発生してくると、そういうこともございます。だから、学校運営協議会を設置することで果たしてどれだけのメリットがあるのかなという、そういう点が心配なんですけれども、その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校運営協議会については、先ほど参事のほうから説明あった、法律で一定努力義務が課されているということで、先ほど議員のほうからありました地域教育協議会、こちらのほうも一定地域のほうにつくっていきなさいよと。いろんな地域教育協議会で補助金を受けるに当たって、それぞれこういうふうな組織をつくっていただきます。一定いつぐらいまでつくってねというルールがあったんですけど、やっぱりなかなか地域的な課題があって進まないということで延び延びになっているという状況です。だから、国としては、各小・中学校、学校には学校運営協議会というのをできるだけ早く設置していただきたいというふうにはなっております。

現在、学校のほうでは学校協議会という組織がございます。似たような組織で、こちらは法定じゃないので、あくまでもメンバーについてはボランティアで参加してもらっている。そちらは校長先生が学校運営していくに当たって地域の人の意見を聞きながらやっていくということの学校協議会というのは、今現在8校全てにございます。

この中では、今回の学校運営協議会では、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとか、教育委員会、校長に対して意見を述べるというふうになっていまして、今までの学校協議会は相談というぐらいの話で、地域の意見を学校に対してこんな意見出ているよと投げるぐらいですけども、一定学校運営協議会になると、そのあたりの委員からの意見というのを一定反映していかなあかんということになりますので、より地域と地域の課題を学校側も真摯に受け止めて、共に子どもたちのために取り組んでいくというふうな内容になりますので、事務的に学校の事務が莫大に増えるというふうなものではなく、当然学校協議会を学校運営協議会に徐々に移行させていくというふうなイメージでご認識いただければと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

4 番（石井一彰君）この委員になる方の条件ですか、選定の条件。また、あと選任は誰がされるんでしょうか。あともう一つ、PTAとか、ほかに学校関係のそういうものに入られている方が兼務ができるのか。その3つお願いします。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）それでは、まず選任、任命のほうなんですけれども、こちら、校長の推薦の上で教育委員会が任命するというふうに考えております。

対象になられる委員の条件といたしますか、今考えているのが、まずは在籍する生徒の保護者。それと地域住民、あと、その学校に、校長はもちろんなんですけれども、そのほかの教職員ですとか、あと学識経験者、それと関係行政機関の職員、あと、その他教育委員会が適当と認める者があればやっていただくことも可能というふうに考えております。

それと、PTAとの兼務ですね。問題ないと考えております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件7、学校運営協議会の設置についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。

令和6年度国民健康保険料率及び賦課限度額等について報告願います。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、少しお時間をいただきまして、令和6年度国保市町村標準保険料率等についてご報告させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

こちらの資料につきましては、2月15日に開催いたしました令和5年度第2回熊取町国民健康保険運営協議会の資料でございまして、大阪府から示された資料を基に要点を取りまとめたものとなっております。

2ページをご覧ください。

保険料率についてご説明させていただきます。

まず、（1）の令和6年度大阪府市町村標準保険料率についてでございますが、ご承知のとおり、令和6年度から府下全ての市町村で同じ保険料率が適用される、いわゆる完全統一となります。こちらの表は、大阪府が示した標準保険料率と本町の令和5年度の保険料率とを比較し、その増減を記載したものでございます。

黄色網かけ部分の令和6年度市町村標準保険料率で、医療分、後期支援分、介護分と3段に分けて記載してございます。また、令和6年度市町村標準保険料率の下に令和5年度の保険料率を参考に掲載してございますが、医療分の平等割につきましては、本町におきましては独自の激変緩和を行っているため、併せて掲載してございます。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、令和6年度から保険料率が府下市町村完全統一となることから、自治体独自に保険料を抑えるという対応はできなくなります。ご覧のとおり、令和6年度の保険料率は前年度と比べ、介護分の均等割を除き保険料率が増額となっております。なお、医療分の平等割は、本町が独自に行った激変緩和措置後の保険料率3万328円と比べた場合、4,475円、率にして14.76%と最も影響が大きくなるものでございます。

また、賦課限度額につきましても、後期支援分が2万円増額で22万円となり、医療分と介護分を合わせた賦課限度額は104万円となります。

次に、（2）の算定の前提といたしまして、大阪府市町村標準保険料率は、大阪府が毎年度、国

から示される確定係数を基に大阪府国民健康保険運営方針の事業費納付金の算定方法に基づき算定されているものでございます。

次に、（３）の令和６年度の主な算定条件として３点記載しておりますが、こちらにつきましては、これまでの算定方法から変更はございません。

３ページをご覧ください。

次に、（４）の令和６年度保険料率の算定に当たっての主な変動要因でございますが、１点目は、府全体の推計被保険者数につきましては、令和５年度当初の１６９万７、０００人が、令和６年度で１０万１、０００人減少して１５９万６、０００人に、２点目は、算定上の１人当たりの費用の増減理由をそれぞれ影響額が大きいもの上位３項目を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。また、大阪府が保険料抑制のために行った財源確保につきましては、その下の四角枠の中に示してございます。

次に、ページ中ほど、参考といたしまして、大阪府全体の保険給付費の推移を記載してございます。令和６年度本算定時における１人当たりの保険給付費、推計でございますけれども、３７万５、０８０円で、令和５年度の本算定時と比べ約２．６％の増と見込まれております。大阪府の説明によりますと、令和２年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動により、令和３年度は大幅な増加となっておりますが、令和４年度以降も増加傾向は継続しており、この傾向を基に診療費伸びから推測した結果に基づくものとされてございます。

次に、（５）の１人当たりの保険料の比較でございます。こちらにつきましては、令和５年度の事業費納付金を推計被保険者数で除した、あくまで理論上の数値になりますが、令和６年度では、府全体では１６万５、６９１円、対前年度比２．０２％の増、本町におきましては１６万８、５５１円、対前年度比１．８７％の増と見込まれております。

次に、４ページ、５ページをご覧ください。

実際に保険料額で比較した場合をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、世帯人数別及び所得階層別の保険料額の状況でございまして、令和６年度の新たな保険料率を反映した保険料と、令和５年度の本町の激変緩和後の保険料率で算定した保険料を各条件に当てはめて算出した表となっておりますが、保険料は介護納付金分を除いたものとなっております。黄色網かけ部分が令和５年度保険料額から増額となる階層で、全ての階層において増額となっております。

次に、６ページをご覧ください。

賦課限度額等についてご説明させていただきます。

まず、（１）の保険料の賦課限度額の見直しにつきまして、今後も被保険者数の減少傾向が続く、高齢化の進行等により医療費の増加が見込まれる中、負担上限額を据え置いたままですと、高所得者に比べ中間所得層の方々の負担が重くなりますので、賦課限度額を引き上げることで所得の高い層の方に相応のご負担を求めていくことにより、中間所得層の負担軽減を図るというものでございます。③の令和６年度賦課限度額につきましては、先ほど保険料率でもご説明いたしましたとおり、後期高齢者支援金等賦課額が２万円増の２２万円、医療分及び介護納付金賦課額は据え置かれ、賦課限度額の総額は１０２万円から１０４万円に改定されます。ページ下の表では、過去５年間の賦課限度額を参考までに掲載してございます。

７ページをご覧ください。

次に、④の賦課限度額引上げに伴う影響につきましては、本町における令和６年２月５日現在の被保険者情報を基に試算した結果、支援分で現状の賦課限度額を超過する世帯のうち、１３世帯は引上げ後の賦課限度額を超えず、最大２万円未満の増額となります。また、９７世帯は引上げ後の賦課限度額を超過するため、２万円の増額になると見込まれます。

次に、下のグラフをご覧ください。

こちらは、賦課限度額の改定に伴う負担のイメージ図となっております。折れ線グラフの点線で示されておりますのが、賦課限度額の引上げ前の保険料の負担のイメージでございます。これを実線の折れ線グラフに示す賦課限度額が引上げの負担イメージに改定されますと、先ほど申しまし

たように高所得層の保険料負担は増加いたしますが、その分、中低所得層の負担は軽減される方向に影響するものとなっております。

次に、8ページをご覧ください。

税制改正に伴う制度改正についてご説明させていただきます。

保険基盤安定制度の見直しにつきまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定基準所得額の判定条件が緩和されるものでございます。改正の内容でございますが、ページの中ほどの表に示しておりますとおり、右が改正前、左が改正後となっております。7割軽減部分については変更はございません。5割軽減につきましては、所得基準が29万円掛ける被保険者数の部分が、29.5万円掛ける被保険者数に5,000円アップとなり、2割軽減につきましては、53.5万円掛ける被保険者数の部分が、54.5万円掛ける被保険者数と、1万円のアップとなります。

この結果、③の本町への影響額等にありまして、あくまで令和5年度賦課に係る所得を基にした参考値でございますが、5割軽減の対象者が34人増加し、2割軽減の対象者が3人減少いたします。言い換えますと、2割軽減対象者が要件の緩和に伴いまして5割軽減に移行するといったような状況になってございます。なお、新たに2割軽減に該当する方はございませんでした。

また、保険料の軽減額につきましては、大阪府が4分の3、町が4分の1を負担して財源不足を補うものとなっております。そのため、2割軽減の方が5割軽減に移行するとした場合、軽減額が約116万5,000円増加するものと見込んでおります。

以上で、令和6年度国保市町村標準保険料率等についてのご報告とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。多和本議員。

2番（多和本英一君）ちょっと分からないので、聞いてみたんですけど、この保険料、来年から大阪府完全統一ということなんですけれども、それである中で、この3ページの1人当たりの保険料の比較というところで、府内全体平均と熊取町というのが出ているんですけど、僕も計算式がちょっと分からないんですけど、完全統一という話の中で、府内全体平均よりも熊取町のほうが高い理由が分かればちょっと教えてほしいんです。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）こちらの保険料の比較につきましては、あくまでこちらの資料に書いてございますとおり、被保険者数で割り戻した理論値ということになってございますので、実際この保険料につきましては、当然各市町によりまして、これ府下でいきますと、平均を医療費では本町は上回っているけれども、伸び率は府下よりも低いというような状況になってございます。水準といたしましては、府下よりも若干高めにはなっておりますので、府下でも真ん中よりちょっと下の高いほうの中に入っているという状況なんですけれども、ただ、こちらの保険料の比較につきましては、それぞれの市町村の所得の、単純にこれは事業費納付金ということで、これを府のほうに納付した。それを被保険者で割り戻した本当にもう理論値となっておりますので、実際は、先ほど説明しました軽減措置等もかかってきますし、保険料も当然所得によって変わってくるということになってございますが、なかなかちょっと、あくまで理論値ですので、こちらも府のほうを試算したものとなっておりますので、理由がこれだというのは、なかなかちょっと説明はしにくい状況になってございます。申し訳ございません。

ただ、保険料を抑えるために、ちょっと3ページの上にもありますように、大阪府のほうにおきましても様々な保険料抑制のための工夫をして、保険料を抑えているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時08分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和6年3月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠 席 議 員 なし

説 明 員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	東 野 秀 毅	総 務 部 長	藤 原 伸 彦
	総 務 部 理 事	井 口 雅 和	健康福祉部長	木 村 直 義
	健 康 福 祉 部	石 川 節 子	企画経営課長	近 藤 政 則
	統 括 理 事			
	税 務 課 長	松 藤 茂 孝	健康・いきいき 高 齢 課 長	都 志 伸 仁
	介護保険課長	根 来 雅 美	障がい福祉課長	馬 場 智 代
	生活福祉課長	降 井 広 志	保険年金課長	橘 和 彦
事 務 局	議会事務局長	林 利 秀	書 記	阪 上 高 寛

案 件

- 1) 第4期転入定住促進アクションプログラムについて
- 2) 令和6年度税制改正（案）について
- 3) いきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）について
- 4) 熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画について
- 5) くまとり包み支え合うまち計画2024（熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画）について
- 6) 熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
- 7) その他報告
 1. 「物価高騰対応重点支援給付金」（住民税均等割のみ課税世帯：10万円・低所得の子育て世帯への加算：5万円の給付）について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日の案件は、第4期転入定住促進アクションプログラムについてほか5件、その他報告が1件であります。

発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、第4期転入定住促進アクションプログラムについての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）それでは、私から説明いたします。

早速、1ページからご覧ください。

まず、これまでの取組と経過でございます。

本町の転入定住促進事業としまして、子育て・教育施策の充実をはじめ、安全・安心なまちづくりや豊かな自然環境といった本町の魅力を維持、拡充するとともに、子育て世代を中心とした若年世代に対する効果的なプロモーションに取り組んでまいりました。また加えて、平成25年度から27年度までの3年間、7つの期間限定の転入定住促進策を実施しております。第2期、第3期におきましては、3世代近居等支援と社宅誘致支援による2つの期間限定の転入定住促進策を実施してまいりました。

次に、下の表でございますが、これは取組期間中の人口推移でございます。このうち、下にございます社会増減に関しましては令和3年以降改善傾向にあると考えております。

続いて、2ページをご覧ください。

2ページにつきましては、先ほど申し上げた本町の転入定住促進を分かりやすく図示したものでございます。何といいましても、その中心は真ん中にございます定住魅力のあるまちづくり施策でございます。子育て・教育分野に代表される本町の魅力や強みを維持、拡充する取組がその中心となっております。そこに、一番下にあるように住居選択時の一助とするためのあくまでも期間限定の取組が3世代近居同居支援等の取組でございまして、下に並べております。

続いて、3ページをご覧ください。

次に、これまでの取組の成果と課題でございます。

社会増減数のデータ分析を行っております。その結果、本町の特徴としまして2点ございます。0歳から19歳、30歳から39歳の年齢層においては転入超過傾向がございます。2点目、一方、20歳から29歳までは転出超過傾向、特に就職期層であります20歳から24歳まで、こちらを中心とした若年世代が転出超過となっております。これは、これまでも議会で様々な機会を捉えて報告させていただいてきたところでございます。

そうしまして、分析としましては下に真ん中ほどに3つ、3点でまとめております。

1点目は、転入定住促進施策を継続して進めてきたことによりまして、岸和田市以南5市3町における社会増減数は本町、上位を堅持しております。こういったことから一定の成果が現れているということ、2点目は、本町がメインターゲットとしている20歳から39歳までの年齢層のうち、30歳から39歳までの年齢層に限りますと、令和3年から5年にわたり3年連続で転入超過を達成しております。最後に3点目、あわせて、先ほどの2点目と併せまして0歳から4歳までの年齢層においても3年連続で転入超過でございます。人口減少社会におきましても着実に子育て世代の新たな本町への流入に結びつけられていることから、本町の子育て・教育のまちづくり、こういったものが支持されているものと考えております。

下の表は、5歳刻みの人口動態となっております。

続いて、4ページでございます。

先ほど申し上げた各年齢層における社会増減の特徴・要因につきまして、5歳刻みで4区分、順に記載をしております。

まず、①二十歳から24歳の年齢層でございます。結果につきましては3年連続で残念ながら転出超過で、全年齢層の中でもやはり転出超過が最大の年齢層となっております。2点目、令和3年～4年の2年間の合計でございますが、転出者数の650人のうち、大阪市や東京都といった都市部に加えまして大阪府外への転出者が全体の66%を占めており、就職等によるライフステージの変化による人口移動が中心になっておると考えております。下の表につきましては、主な移動先ごとの社会増減数を記載しております。転入・転出の上位3団体を左下には掲げておりますので、またご覧ください。

以下、5ページ以降、順に説明をいたします。

続いて、②の25歳から29歳の年齢層でございます。こちらでも3年連続で転出超過とはなっておりますものの、二十歳から24歳に比べますと、転入に大きな変化はないんですが転出が大幅に減少しております。特に、大阪府外への転出者が325人から137人というふうに大幅に減少しております。下の表は同じくでございますが、一つ特徴として上げられるのは、二十歳から24歳に比べまして泉佐野市からの転入者が増えているというふうに考えております。分析としましては、最初の結婚の波といたしますか、そういったものが来ているのではないかとというふうに考えております。

6ページです。

続いて、③の30歳から34歳でございます。こちらの特徴は、逆に3年連続で転入超過でございます。岸和田市や貝塚市をはじめとする近隣団体からの流入、転入者が多いことから、ライフステージの変化としまして結婚や住宅購入を機にこの泉州地域の中で本町が転入先として選ばれているものと考えております。下の表におきましてもそのことが十分うかがえる内容となっております、例えば岸和田市につきましては大きく社会増となっており、二十歳から29歳と反対の結果になっておるところでございます。

続いて、7ページをご覧ください。

最後に、④35歳から39歳の年齢層でございます。こちらでも30から34歳と同様、3年連続の転入超過となっております。結婚や住宅購入を機にということと、先ほどの分析と同じでございます。下の表でも、転入・転出の規模は全体的に小さくはなっておりますが、30歳から34歳と似た傾向を示しておるものと考えております。

続いて、8ページでございます。

今度は、日本の将来推計人口ということで、令和5年の推計が国立社会保障・人口問題研究所から出ております。これは令和5年12月に公表されたものでございまして、5年前の推計と併せてグラフに表記しております。この2つを比較しますと、下の点線の囲みでございます。令和5年の推計によりますと、本町の人口は2050年には3万3,329人となっており、2020年と比較した場合に約1万人減少すると推計されております。

なお、2018年の公表結果との比較でございますが、2045年におきまして3万3,135人ということと前回では推計されておったんですけれども、今回、プラスで2,119人の上方修正が加えられております。人口減少のペースが緩やかになっているということが見て取れます。このことから、継続して取り組んでまいりました転入定住促進施策の成果が、この推計結果においても一定反映されているものと考えております。

続いて、9ページをご覧ください。

次に、直近の期間限定の転入定住促進策の効果検証でございます。

1つ目が3世代近居等支援制度でございまして、制度概要についてはこちら、改めて記載しておりますんですが、目的は子育て世代を中心とした転入定住を促すものでございます。あわせて、高齢者の孤立防止や近居等による子育てしやすい環境づくりに寄与すること、これが目的でございます。

これに対しまして、2つ目の三角でございますが、具体的には住宅取得をされた方に対して当該費用の一部、10万円を上限として補助するものとしまして、第3期プログラムからは補助金交付方式により実施しております。

下の表は平成30年度以降の実績でございます。ちなみに、直近の5年度、先日申請の期限が来たんですけれども、54件ということで、令和4年度並みに申請をいただいております。

続きまして、10ページでございます。

この短期の期間限定の取組の効果検証をするに当たりまして、制度の効果検証をアンケート結果から分析しております。

四角の黒丸の2つ目なんですけれども、3年度、4年度の申請者、受給者に対しまして回収率が69%ということで、数多くアンケートを頂戴いたしました。結果をいただいております。そのうち、三角が4つあるんですが、中心になるのが2つ目でございます。住宅取得前にこの制度を知っていたと回答された方は17%で、この制度が転入定住の重要な要因になったというふうに回答された方が12%となっております。続いて、4つ目でございます。じゃ、本町で住宅を取得された主たる理由は何かというふうに問いましたところ、親族と同居・近居するためであるとか、かつて本町に住んだことがある、やはり子育て・教育環境がよいとか、頃合いの地価が安かったというような内容で、よい条件の物件があったというのが上位を占めておりました。

これらのアンケート結果から、繰り返しになるんですが、親族との同居・近居や住み慣れた地域での生活を求める傾向が強いということが分かるようになっております。加えて、本町は比較的地価が安く、さらには子育て・教育環境のよさから本町が選択されているものというふうに考えております。なお、取得理由のアンケートの結果のもう一つとしまして、例えば自然環境ですとか治安のよさを上げられる方も多数いらっしゃいました。

11ページをご覧ください。

続いて、2つ目の社宅誘致制度でございます。こちらにつきましては、制度概要としまして町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人に対してでございます。その費用の一部を補助することで、特に就職期層、二十歳から24歳を中心とした若年世代の転入定住を促すことを目的に実施しております。入居戸数1戸につき15万円、補助上限数は300万円となっております。

②の制度の効果検証でございます。期間中の交付決定数が3件、10戸にとどまっております。なかなか効果というのは限定的なものであるというふうに考えております。しかしながら、一方で新型コロナウイルス感染症流行期間が重なっていたということもございまして、制度活用が低調であったのではないかなというふうな分析をしております。

続いて、12ページでございます。

これまでの分析を踏まえました今後の行動計画につきましては、計画期間としましては4期のプログラムは令和6年度から8年度の3年間とすることとしまして、方向性につきましてはこれまでどおり、2ページでも説明をいたしましたこれまで積み上げてきました子育て・教育施策の充実をはじめ、安全・安心なまちづくりや豊かな自然環境といった本町の魅力を維持、拡充するとともに、期間限定の転入定住促進策に併せて取り組むことで、二十歳から30歳代の若年世代を中心にした転入定住を促進させ、ひいては社会増減数の増加につなげるというものでございます。

しかしながら、2段落目のただし書以降でございますが、特に期間限定の転入定住促進策の実施につきましては、自治体間の過度な競争を招き、周辺地域全体の財政負担を強いる側面もございます。こういったことから、本町の魅力や強みの発信による転入定住促進を前提としまして、期間限定のこの取組につきましては極力財政負担が少なく、より効果的で発信力のある取組に厳選して実施していくことを基本と考えております。

その上で、目標設定としましては、第1目標が生産年齢人口の減少を鈍化させること、2つ目が充実した子育て・教育施策や住環境、自然環境など本町の強みを引き続きPRすることで、社会増減数の増加を目的とする第2の目標とするものでございます。

13ページをご覧ください。

これらの基本方針等に従いまして、今後3年間の行動計画でございます。具体的なアクション項目につきましては、3世代近居等支援及び社宅誘致支援を継続することとし、その継続の理由につ

きましては中ほどに記載のとおりでございます。3世代近居・同居につきましては、アンケート結果では確かに決定的な重要な要因にはならなかったというような回答が多かったんですけれども、一方で、本町で住宅を取得した理由としまして親族と近居・同居するためという回答が最多となっております。このことから、親族同士の近居等により高齢者の孤立を防ぐとともに、子育てしやすい環境づくりを図り、もって地域の活性化と魅力あるまちづくりを実現すること、これを理由としまして継続させていただきたいと考えております。

次に、社宅誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけが5類に移行しております。この令和5年以降、関西国際空港をはじめとする関空・りんくうエリアの企業に従事する若年世代が、関空に隣接する自治体に流入する動きも一部見られております。こういったことから、一定の需要を見込むことができることから継続をさせていただきたいというのが理由でございます。

14ページ、15ページにつきましては、これまでと同様の内容でございますので、それらの要件を詳しく記載したものでございますので、後ほどまたご確認いただければと思います。

少し長くなったんですが、私からは以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）このアクションプログラムの社宅誘致の件について少しお聞きしたいんですが、なかなかこれ効果が見えていない分でありますけれど、このまま継続するというところの理由が少し弱いのかなというふうにこれを読ませていただいていると思うんですが、3世代近居のほうにつきましては数字としても上がってきていますし、それが誘因となって転入されたわけではないとしても、町に親御さんの近くに住みたいとかいう方が来られたということは一定評価できるのかなと思うんです。

この社宅誘致というところで、狙っている年齢の就職期層の二十歳から24歳を中心とした若者の転入定住という言葉を使うのかどうかあれですけど、転入をというところで、これ実際、効果はどうなんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）実績におきまして芳しくないことは先ほど申し上げたとおりでございます。効果としまして、少しでもこの二十歳から24歳にとどまっていたく、入ってきていただくというところは見込んでいけるのかなと。その理由は、一定程度りんくうエリア、関空エリアにおきまして若い方で就職される方が増えていっているというような動きが一部にございますので、そういった背景を今、チャンスにして、当然営業活動もしっかりとやっていかないとはいえないは思っておりますけれども、少しでも、正直やっぱり二十歳から24歳の層というのはしんどいと思います。しんどいと思いますが、何もしないわけにはいきませんので、そういった時流を受けましてこれを継続していきたいというのが当方の考え方でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）議員がたくさんいろんなこのアクションプログラムについては質問もさせていただき、かなり皆さん期待をしていた部分もある中で、3世代と社宅誘致というふうになったのは少し残念な思いもありますし、町長が子育ての分で4年かけてやっていくという部分のところの所信表明ではありますが、子育ての子どものおむつの助成であったりとか入学金であったりとかという、そういうメニューをおっしゃられていたので、そういうのもこの中に入ってくるのかなという少しそういう期待もあったんですが、一番初めの平成30年のアクションプログラムのときは7つのインセンティブというような形でいろんな項目がある中で行われていたアクションプログラムが、ずっと同じもので、また社宅誘致に関しては本当になかなか数が上がってこない中、なぜまたこれなんだろうというのがすごく疑問に思ったところです。

この年齢層を獲得するのに本当に社宅誘致でいいのか。奨学金制度の部分であったりとか新婚世代の方、家族で来ていただくというところの国の制度を使いながらというのができる中で、なぜ社宅誘致なのかというのがすごく不思議でなかったんですけど、見込まれている目標ですか、数というのはありますか。

議長（河合弘樹君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 大きくご質問2点あったかと思います。

まず、転入定住促進策とは何かという1つ目の質問に対してお答えしたいところなんですけれども、二見議員まさにおっしゃった熊取町のいろんな取組が、やはり転入定住促進につながっていくものというふうに2ページでも改めて図示させていただきました。そういった中で、例えば子育てのところにも記載しておりますが、保育料の第2子無償化ですとか、あとは子ども医療費助成の18歳到達年度まで無償にするというような、こういった取組も十分転入定住促進策になっていくというふうに考えております。

あくまでも住宅を選択いただくときの一助とするということで、プラスアルファのところ短期間実施する、期間限定の取組を足しているというふうに位置づけをしておりますので、本当にまちづくり全体、先ほど言及されましたマニフェストに位置づけられたものを具体化していく、具体化された際にはもうそれこそがやはり転入定住促進策として、他市町村と比べてときに熊取町がより魅力的なものになっていくというふうな強みになっていくと考えております。

2点目、社宅誘致、なぜかというところで、KPIといいたしましょうか、どれぐらいの効果というところで、過去一番多かった戸数で6軒というのもございます。ですので、数字としましてはもう目指すところとしましてはやはり10軒程度、それ以上のものを目標として頑張っていきたいなというふうには考えております。

1点だけご理解いただきたいと思うところは、やはり二十歳から24歳の方々の行動を考えますと、大きくは仕事をどこでするか、そのことと、じゃどこに住むかということが関連してこようかと思うんですけれども、優先して決められるのはやはり働く場所なのかなというふうに我々も考えております。そういった中で、数少ないかもしれませんが、関空エリア、りんくうエリアというところに仕事を選んで来られる方がいらっしゃる。そこの物理的な距離が近いという優位性を生かして、そういったところを中心に営業活動なんかをしまして、少しでも件数を増やしていったら、この年齢層の流出を防ぐ、流入を増やしていくというのが、今回継続をさせていただきたい一番の理由でございます。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 流出を防ぐというところにはちょっと当てはまらないのかなというふうに、流出を防ぐ、今住まれている子どもたちが外に出ないように、大阪市内に働きに行けば必ず大阪市内に1人で住むように流れていくというところはあるのかもしれないですけども、奨学金補助であったりとか何か町として支援できることがあれば、たとえ大阪市内であっても熊取町って割と電車で大阪に出るのは便利なので、とどまれるかなというふうに思うんですね。その転出を防ぐほうが大きいのかなというふうに思ったときに、なぜ社宅誘致なのかなというところがすごく不思議だなというふうに思いました。

それと、ホームページ等検索をかけたときに、どういう転入定住促進をやっているのかなというふうに検索したときに、この2つしか出てこないような形になるのはどうなのかなというところもあって、やはり先ほどおっしゃった2ページに熊取町はたくさん子育てのところでやっていますというのと一緒に上がってくるようなこの周知の仕方を持っていかないと、検索してこれ2つしかなければ、ああこれだけしかやってない町なんやなというふうなこともあるのかなというふうに思ったので、その辺も、3年間もうこの2つでいくということですよ。ほかに途中から施策として、はめ込んでいくとかいうことはしないということですかね。

議長（河合弘樹君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）できるだけ転入定住促進という取組、政策を広く取っていただきたいなと、ご理解いただきたいな。ですので今後、この3月議会、一般質問、会派代表質問でもいろいろな議論が行われました。厳しい財政状況ではあるけれども本町の魅力を拡充するような取組が事業化されれば、それは当然我々としまでも大々的にPRをしまして、転入定住促進策の一つとしまして周知を図っていくということはもう間違いないことですので、この2つだけが転入定住促進策ではないというところは改めてご理解いただきたいなというところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今後、いろんな形で転入定住に結びつけられるものが出ましたら、アクションプログラムという枠ではなくてもパッケージという形でお示しをしていただけるような方向でいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）私も二見議員が今おっしゃいましたとおりなんですが、私どもの会派、またほかの会派の方も転入定住促進策についてはいろいろなものを提案してまいりました。正直言うて、あまり芳しくないものがなぜ継続されたのかなというのが正直な気持ちです。

9ページにあります3世代近居等支援制度、これ、先ほどアンケート結果のこともおっしゃられていましたけれども、転入定住の重要な要因になったかというアンケートに対して88%の方がならなかったというふうに答えられています。ということは、この促進策がなくても大半の方は転入されたのかなというふうに考えたりもいたします。

ちょっとお聞きしたいんですが、これは平成30年度から続けられてきている施策であるんですが、年々申請件数自体が減っている状況です。先ほど、令和5年度の着地点も54件というふうにおっしゃっていたと思うんですが、この申請件数が減っていつている理由は何だと思われますか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）一概に何か特定した要因があるということではないと思うんですけど、やはり住宅の流通というものが多少減っているのかなというふうには思います。

制度の周知につきましては、様々な媒体を通じて折に触れて、新しく取得された方、中古住宅も含めまして個別に周知をしておりますので、何か決定的な要因があったということでは把握はしておりません。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）周知とおっしゃいましたが、これ、制度をやられて6年目、当該制度を知っていたかというアンケート結果に対しても、17%の方しか知らなかったというような結果が出ています。

周知、うまくいつているというふうに認識されているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおりで、ここの周知、まだまだ頑張っていける余地があると考えております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）どのような形で周知されていく予定でしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）まずは、やはり若年世代がよく情報として触れられる電子媒体、ホームページもございます。SNSもございます。こういったものを十分活用するとともに、3世代近居の場合は特に親世代の方々にこの制度を知ってもらうということも必要かと思います。そうしますと紙媒体のほうがよりいいのかなというふうにも思いますので、年に2回程度、今でも広報にはこういった記事を入れております。加えて、家屋調査等に行く際には課税課とも連携しまして周知を強

く図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）この取得費用の一部、上限10万円の補助となっておりますけれども、この補助金額を上げればもっと転入者が増えたとか、そういうのもあるんですか。また、アンケート内容で補助金額について満足しているかとかというようなアンケートは取られていないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）そういったアンケートは取っていないんですが、金額もう改めて申し上げるまでもなく、やはりその住宅を購入される、中古住宅も含めてそうですけれども、その金額に対する割合ということになりますとなかなかというところもございますでしょうし、やはり財政負担が増えていくことにもなっていくしますので、今のところ10万円というのを堅持したいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）分かりました。

続いて、社宅誘致支援制度についてお聞きします。

これ、申請件数と申請戸数は書いてあるんですが、それぞれ年度の問合せ件数ですか、それはお分かりになりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）細かく記録を取ったわけではございませんが、やはり10件前後はございました。ただ、どうしてもいわゆる正社員として雇用いただく方が住まれる住居として確保されることが要件になってまいりますので、そうでない短期的な雇用というような方が結構いらっしゃったのも事実でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これは、正職じゃないと駄目だという理由は何なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）やはり、ある程度定住していただくということを想定して制度設計した中で、この要件を設けております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）申請されて補助を出された会社に対するアンケート等は取られてはいないんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）アンケートという形態ではないんですが、窓口でやり取りさせていただく中で、今後社員を増やしていく際にはまた改めて検討したいというありがたいお声も頂戴しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）分かりました。

あと、ほかに今回の継続した政策以外に検討された施策はございましたでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）町長がマニフェストで出された例えば給食の無償化であったり入学準備金のことであったり、そういったものはやはり検討の中に入ってきた中で、じゃそれがいつできるのか、どれぐらいの規模でできるのかというのは、もう本当に3月議会、ずっと皆様方とやり取りさせていただいたところでございます。できるだけそういったものを本町の強みとして選んでいただける要素として、ちょっと増やしていきたいというのが今の現状でございます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これ、3 年のスパンにはなっていますが、二見議員おっしゃったとおり、あまり効果がないということであるならば途中からでも施策を新たに追加していただくようにしていただきたいと、そのように思います。

そして、12 ページ、目標設定というやつなんですけど、今後も子育て・教育施策や住環境、自然環境など本町の強みを引き続き PR というふうになっておりますが、私、この前の定例会でもお話しさせていただいたんですが、やっぱり災害に強い熊取町ということですね。上下水道を耐震化されることによって水道が止まらない、詰まらないという話がありました。また、液状化もしにくいまちであるということも聞いております。家を買うとかということになってくるとやっぱり長いスパンになってきますので、ぜひ災害に強いまちということも PR していただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）二見議員も石井議員もおっしゃっていたんですけども、僕も社宅誘致の制度のところ、この資料の前半で何かそこはあまり弱いからと言っているのに、後半になっていきなりぼんとそれが出てくるのが、すごくこの資料全体としての違和感があるかなというふうに思いました。

強いところ、熊取町の転入者増えているところでは、子どもが生まれてこっちに引っ越してくるという世代の方が多いというふうに資料でもなっているので、そこを強化しよう、もっと強化しようという考えはなかったんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）繰り返しになるんですけども、この 2 つの取組だけが転入定住促進ではないということで、教育・子育て、先ほど石井議員からもありました安全・安心なまちづくり、本当に熊取町の様々な取組というものが転入定住促進策であるというふうに考えていただけるならば、新たなものをどんどん足していっているというふうにもご理解いただけるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）その辺も、そう言われると理解はできるんですね。学童やったりとか、全部の学校で自分の学校で給食を作っているとかというのも魅力の一つではあるでしょうし、そこでもそんなこともやっているのにあえて書いていないというのはそうなんですけど、何かこの資料全体として、前で言っていることと最後、じゃこれやりますというところの整合性が取れていないんじゃないかな。アクションプログラムといってこの資料を出してこられて、あまり成果が出ていないところをもう一回やります、でもそこは弱いからやりますと言うにすれば何か理由づけが弱いなと思うんですけども。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）何とかプログラム、アクションプログラムという、第 4 期と銘打って続けることも正直、議論はありました。かえって、もう皆様方のおっしゃるとおりで、狭く見えてしまうというような懸念もありました。なので、あえて今回 1 ページや 2 ページにおきまして熊取町がやってきた、これからやっていく転入定住促進策とは何か、すなわちこれは定住魅力のあるまちづくりということにほかなりません。そういったことの中で、住宅選択をする際の一助という位置づけでこの 2 つを継続するという内容になっておるというふうに考えていただきたいというのが私の答弁になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）何か、全体的には弱いところを強化するんやったらもうちょっと理由づけとか、じゃ前よりもこう変わったんだとか何かいろいろ、ここの辺の理由が、この資料前半と後半の最後の

これやりますというところのつながりがやっぱり説明していただいてもよく分からなかったんですよ。何か、あまり成果が出ていないのに何で続けるのと皆さん思っていると思うんですよ。

だから、もうちょっとこの制度を強化するんやったら強化するでもいいですし、何でやろうなというのが今説明を聞いてもやっぱりちょっとよく分からないんで、もうちょっと何か強化するなら強化してほしいなと思いますし、何かこの杜宅誘致支援をずっと続けるというのは、この資料を見ているとちょっと腑に落ちないなというのが意見です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）いろんな箇所に出てきています3世代近居等支援という「近居等」なんですけれども、「等」はこれはどういう意味ですかね。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）近くに住むということの中で、町内にさえ住んでいただいたらと思うので、いろんな形態、近くに住むに当たっての形態はあろうかと思うので、何か限定して解釈がされないように「等」という言葉は使っておるんですけれども、基本的には同居か近くに住むかということになりますので、さほど大きな意味を持ったことではないんですけれども、広く捉えていきたいというのがその表現を使っている理由になろうかと思います。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）同居も含まれるんですよ。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）当然、同居も含まれます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）近居等ということで同居も含まれるんだけれども、ただ、親世代と町内で近居等をするを条件として新築住宅または中古住宅を取得した場合にということで、例えば親世代が現に住んでいるおうちをリフォームして同居するといった場合は、この補助の対象にはならないということですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）そういう整理をしております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）それだとしたら、ちょっと制度としては不備があるかなという気がするんですよ。最近はお親と同居する方がひょっとしたら減っているのかもしれませんが、やはりまだまだ親世代と同居するために住宅をリフォームするという方もおられると思いますので、だから親世代と同居するためのリフォームも補助の対象とするということを加えてはどうかと思うんですけどね。

そしてまた、他自治体では、3世代近居等支援の中に、近居するための転入の場合であっても必ずしも住宅取得とは限らない、賃貸マンションで転入してくるというケースもあるわけですね。賃貸で転入してくる場合も3世代近居等支援を対象とするというふうな自治体もありますよね。だから、幅広い形で親と近居するために転入してくる、あるいは同居するための住宅リフォーム、そういったこともひっくるめて近居等支援の制度内容をより幅を持たせる、充実させるということで検討してみてもどうかと思うんですけれども、そういったことはお考えにはなかったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）ファミリーで家族で住んでいただく賃貸というのは、本町の特徴としては非常に戸建てが多いというような特徴もございます。議員ご指摘の他市町村の状況もあろうかと思うんですけれども、本町の特徴に合わせた制度ということで、今のところそういった賃貸の物件を対象にするという案はございません。

（「リフォーム」の声あり）

企画経営課長（近藤政則君）リフォームの補助につきましては、中古住宅であるとか空き家のリフォームをする助成制度について一般質問でもご質問があったかと思うんですけども、今のところ、どちらかというともそういうものについては除却であるとか更地にするというような意向が多いというふうにも聞いております。やはり今、若い方々であるとか住宅をこれから取得されようとされる方の意見を踏まえると、現行の要件というのが大きくそのニーズに反しているかということ、そんなことはないというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）私も皆さんが今意見言っているのと同じで、この最初、すごく期待して今回転入促進策が上がってくるとい、アクションプログラムが上がってくるといことをすごく期待しております。12月議会でも聞かせていただいたときに、3年間の計画なのでということで3月には上げてくるということやったので、議会中の議員全員協議会で上がってくるのかなということで期待しておりましたが、中身を見て、もうすごく残念で、何でという感じで、それはほかの議員もみんなもう共通の意見やと思うんです。

3世代近居等支援というのは促進策として残していくだろうということは皆さん予想していたかと思うんですが、何で社宅誘致支援が支援策として残され……。もうこれは違うので、この施策に盛り込んで上がってくるのかなというふうに思っていたのに、これ上がってきているのが何というか、えっと、もう全然転入策をやる気ないのという感じで思ってしまったんですけども、これ、一体この熊取町内に社宅ってあるんですか。どの程度あるんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）社宅の数そのものは、申し訳ございません、把握はしていないんですけど、賃貸住宅もこれは対象にしておりますので、必ずしもいわゆる社宅だけではございませんで、幅広く単身者向けの賃貸住宅も対象にしておるので、限定的なものではないというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）今までもそうですか。賃貸住宅、今までも対象となっていて。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）今年度も賃貸住宅を対象にしております。今年度で2件の申請、最終的にございました。2件とも賃貸住宅というふうに聞いております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）ということで、今年度というのは5年度で2件、大体、でも年度にして1件か2件かという実績ですよね。ここの11ページにあるのでも6年間やっていて12件ですので、年間の実績としては2件というところで、なぜこの分をそうやって転入策として残すのかなというところが、そう判断されたところが理解できないというところです。

二十歳から24歳の就職期層というところで、そういうところを残したというふうな説明はあったんですけども、ずっと言っていた今やっぱり若い方が結婚になかなか踏み切れないというところの国からの支援、補助金もあります。新婚世帯の補助金ですか、そういうのとか、あと奨学金の支援制度とか、そういったものはもう全然検討しなかったんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）これまでもいろいろとご質問いただく中で答弁しておりますとおり、検討はいたしました。研究もいたしました。他市町村の事例も研究をしております。特に奨学金返還支援制度につきましては、国の財政支援が3割程度にとどまるということ、実際に導入されたところでも廃止された団体もあるというようなことをこれまでも答弁させていただきました。そういったところで政策効果というのを慎重に判断したいというところがこれまでの答弁であったんですけども、基本的にはいろんな検討は進めたところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 前回の質問のときも説明したかと思いますが、やめたところはほかに違う理由があって、起業支援があったというのか、何かほかの理由があってやめたと思うんですね。だから、やめたところより事業として推進していっているところのほうが国のデータの中でも増えていっているかなというふうに、やめたところよりか事業に取り組んでいっているところのほうが多くなっているかなというふうに思っているんですが、その辺のところは熊取町とすれば、検討した結果それは取り入れないというふうに判断されたということなんですから、それはそれでそうした町の判断なので、もう仕方ないんですけれども、転入は実際に若い人たちにどういった施策を望まれているのかというのを、転入促進の3世代近居にした人だけにこのアンケート調査をするんじゃないくて、もう全ての若い、二十歳から24歳の方を対象にどういった事業を望まれているのかということを、全体的にアンケートを取ることも必要ではないかなというふうに思います。何を望んでいるのかというところ、そういうところはどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 本日も、この後の案件でいろんな行政計画、あろうかと思います。こういったもののほかにも、住民の皆さんのお声をお伺いするに当たってアンケートを様々な実施いたします。子育て政策に関してのアンケート、行政計画がこの後控えておりますので、そういったところでも様々なアンケートというのは取っていくと思いますので、そういった声もしっかりと見ながら様々な施策を検討してまいりたいと思っております。

ただ、1点だけ、資料にも記載しておるんですけれども、期間限定の短期の取組というのは消耗戦に陥ってしまう可能性も十分ございます。できるだけ極力財政負担が少なくて効果的なものというものを、その中でも選んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 社宅誘致支援が効果があったというふうに判断したということですかね。

議長（河合弘樹君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 先ほどの視点の財政負担という意味であれば、15万円の補助金を出した中で定住していただいたら住民税として近い金額というのは戻ってまいりますので、そういう意味では効果的というふうな判断をしております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。それは原課の判断なのであれなんですけど、先ほど二見議員もおっしゃられていたようにパッケージ、今、熊取町がいろいろ、今回も町長が町政方針とかでいろいろ打ち出した子育て支援とかそういったものも含めて、今これアクションプログラムだからこの2本でいくけれど、あとはいろいろやっていきますよということを言っていましたけど、このアクションプログラムで2本しかなかったら、もうこれしか、幾らいろいろ子育てをやっている、その分については別の項目になってくるかと思うんですね、子育てをいろいろやっていたとしても。アクションプログラムというのを検索すればこの2本だけがと先ほども二見議員が言われていましたけれど、そういうことになると思うんです。

前回、熊取町が最初に1期目にやった転入促進策、「ほほえみ 子育て 熊取町！」で最初に作ったパンフレットがあるんですけれども、ここには7つのインセンティブをちゃんと転入促進策に載せているんです。これがすごくインパクトがありまして、このとき中西町長やったんですけれども、全国でも熊取町がすごく何かヒットしまして、全国で議会の研修をやるときにも前中西町長が、亡くなられたんですけれども、プレゼンターとして町をアピールする、そういったこともやられたんです、この7つのインセンティブ。もうこれ、期間限定だったんですけど、すごくインパクトがあったんですね。

だから、せっかくいろいろ、入学祝い金のそういったものもするとか給食費の無償化もするとかいろいろ言っているんですけど、それをこのアクションプログラムの中に期間限定で入れるんやったら入れてアピールしたほうが、やっぱり皆さん全国から注目されますので、転入してきたいという方が熊取町がヒットして、来られるかなというふうに思うんですね。後で、こういうことがあります、こんなのもありますというよりか、やっぱりPRの仕方、こんな今、この中にある中でもやっていることとかあるんで、出産記念品の贈呈とかいって7つのインセンティブのときに過去あったんですが、今もやっていますやんか、10万円の5万円・5万円と、国の制度と併せてね。そういうのとかやっているんで、そういうものも今やっている施策を全部入れて、このアクションプログラムになぜ肉づけしてくれなかったのかなというふうに、もうこの2本だけではやっぱりなかなかやる気ないんかなというふうに見られてしまうかなというふうに思うんですけど。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） いろいろご意見いただいた中でちょっと私からご答弁させていただきたいのは、今回はプログラムの編集自体の中で、特に2ページのほうで、今多分渡辺議員おっしゃっていたようなことを。十分じゃないか分かりませんが、同じ気持ちでこれは作らせているんです。基本的に町がやっている今、強みの部分をここに書かせていただいて、最後のほうに短期的なものを追加させていただいたというつもりですので、方向性は基本的には一緒なのかなと。ただ、ここに入っているパーツがどういうものがあるのかという、そういうところかと思います。

それと、一定3世代については件数も上がっているんでということでご理解いただいたかなというふうには感じたんですけど、社宅誘致につきましては、今回私も入って、短期的な分については何いくとやっぱり議論した中で、やはり関空周辺のにぎわいというのがここ数年のコロナの比じゃないというところで、そこに働きに来る年齢層の若い人たちが非常に多いと。それは泉佐野市で全て住むところが確保できるわけじゃ多分ないということで、間違いなく市外のほうに流れてくるんじゃないかという、そういう一定このタイミングがチャンスかなというふうに思っているんで、まずはここを取り組ませていただきたいなというところで今回、過去の状況は実績があまり上がっていなかったんですけども、今年も最近2件上がってきましたし、問合せ自体は私の目の前で電話とか受けているのを見ますので、やはり来はることは来はります。

ただ、条件として正社員という形で設定している中で、それは意味合いとすれば比較的長く住んでいただきたい、それと正社員であればまず特別徴収という形で税金を大きいのもしっかり入ってくる人たちがお住まいになる方たちが多いので、やはりそこに着目しているというのも当然あるかと思います。そういう点で、社宅誘致支援についてはまたこの短期的な分ではやらせていただきたいということで、あともう一つお伝えしたいのは、この中身について先ほど、今やっている強みの部分とかを追加するとか、そういう見直しというのはまた可能かなというふうに考えますので、もう3年間の間これっきりというわけでもありませんので、まずは今回、担当のほうでつくらせていただいたアクションプログラムということでご理解賜ればと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 理解しなければ仕方ないのかなと思うんですけども、今、追加すると言っていましたけれど、3年・3年でいろいろ意見を言っても、その期間の間、それ済んでからと言って、見直しなんか今まで1期も2期もなかったです。全然見直しなんかしていないです。今、その期間中も見直します、追加しますと言っていますけれど、その辺のところ、今までなかったんで、追加なんかしていなかったです。その期間が済んでから、また結果が出てから、このデータが出てから検討しますとしか答えはなかったかと思うんですけど。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） あと、できるできやんというのは当然その状況にならないとなかなか判断しづらいというのはあるかと思うんです。今回これだけのご意見いただくというのは、私どもなか

なかちょっと想定はしていなかったんです、実際のところ。一定の社宅誘致についても、りんくうタウンエリアとか、あとコンビナートとかで雇用の件で非常に高まっているというような状況は感じておったので、まずそこに営業をかけていこうよというところでしっかりやっていきたいというところでの部分で、過去3年とかの内容とはちょっと中身は状況が変わってくるのかなというふうには考えておりました。

それと、一定の計画というのは、その期間内中にこれでやるということで集中的に取り組んでいくという部分はそのとおりかなというふうに思うんですけども、なかなか途中で追加されたことないじゃないですかという部分については、当然この事業に配分できるのは全部町単費になります。町単費でどれだけできるのかというのは、やっぱりそのときに、これ、こういうのを企画したんやけれどやっていこうかというところを全庁的にオーソライズする中で、やはりほかの施策とかのバランスの中でそれを全庁的に理解してもらわなきゃいけない部分もありますので、私は、この特定の部分だけに着目すれば非常にいいんですけど、すばらしいご提案をいただいているかと思うんですけども、やはり全体のことを全部並べて、その中で単独費をどこに配分していくというのはやっぱり非常に慎重にならざるを得んというところもご理解いただきたい部分であります。

今後、これ自体もまだ当初予算にも載っておらない部分ですので、まずは今後、どのタイミングの補正というのもありますけれども、結果が伴うようにやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13番（田中圭介君）すみません、全く同じようなことの繰り返しになるかもしれませんが、多分皆様思っているのは、平成30年から令和8年まで全く内容がアップデートされていないというところにもどかしさがあるんじゃないかなと思います。この3世代近居支援と社宅誘致支援に町としてご満足している部分があるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）満足というか、この制度でもってあくまでも住宅を選ばれるときの一助にはしていきたいというふうに思っています。本当に繰り返しになってしまうんですけども、この間、じゃ子育てや教育に関して何らアップデートがされていなかったかという、決してそんなことはなくて、保育料の第2子無償化も最近の取組でございます。18歳到達年度までの医療費助成、これをするのも最近の取組でございますので、そこは何とぞご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）それは、確かにどこの市町もそういうふうに新しい取組はしていっております。教育部分に関しても単独の給食、25メートルの学校プール、これ私、小学校のときからずっと続いております。こういうことじゃなくて、もっと新しいことをチャレンジして、町の施策として、微減やったら駄目なんですね。さっき近藤課長言われたように、熊取町は地価が安いとおっしゃられました。我々としては地価を上げていただきたい。人気のある熊取町にしていきたい。やはり人気のあるところというのは地価が高いです。地価が安いということは、人気がないと思われるから安いんです。だから、熊取町としては地価を上げていって人気のある熊取町、よく皆さん日本一のまちというふうにどこの市町の議員、首長も言われますが、やはりそれぐらいしっかりした施策をつくり出していただきたいという気持ちで多分今、議員の皆さん口をそろえて同じようなことを言っていると思いますので、ぜひとも、途中でも新しいプログラムが追加されるならば追加していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。長田議員。

3番（長田健太郎君）もうやるんですよ。やるんでしたら、今まで数年かけて出てきた結果、それか

ら営業活動、コロナ禍とはいえあるんですから、その反省点を生かしていただいて、今度、ここから始めるに当たってどういう営業をされていくとかいうお考えというのは今現在お持ちですか。まだですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）やはりもう圧倒的な数というのが足りていなかったと思いますので、本当に靴をすり減らすぐらい私、先頭に立って頑張っていきたいと思います。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やっぱり今、企業にとってもマンパワー、人員を増やすことに関してはいろいろ検討しまして、労働環境を整えるというのもそういう観点から大事なことだと思います。企業に営業に行かれるときなんかでも、こういう施策があるよというだけではなくて、例えばお一人の単身者の方には、不動産屋に事前の情報とかいただかないといけないですけど、こういうのが熊取町にはあります、ファミリー世帯には熊取町のどこどこにこういう世帯があります、そこには例えばスーパーがこういう環境で整ってまして、熊取町でしたら学校でこういう特色のある学校がありますとかいう、そういった総体的な営業をかけることによって、この定住促進のプログラムで社宅誘致で来られた方がきっかけで、その方が結婚されてファミリー、子どもを育てる、この熊取町のそして定住促進に最後はつながっていくというちょっとプロセスを考えていただいて、それに向けてまず今何をしないといけないかということを確認にして営業戦略を立てていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。多和本議員。

2 番（多和本英一君）今の転入定住促進ということで、質問のときにも僕もいろいろミックスしてやればいいんじゃないかなということを質問させてもらったんですけども、例えば若い人が、ウェブサイト一つ取ってみて、どこにたどり着くような道筋をつくられているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）町のホームページの中で「ほほえみ 子育て」という特設サイトを設けて、ウェブ上のルートというのは確保しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）それは、SEOでいろんなキーワードで多分若い人たちが、検索してくると思うんですけども、そういうキーワードの研究なんかもやってこられて、最終的にゴールがそのページにたどり着くような形を考えられているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）そこまで緻密なものではないんですけども、おっしゃっている趣旨というのは、しっかりと情報発信をしていくと、効果的な情報発信をしていくということと理解しております。引き続き、そこら辺は頑張っていきたいなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）熊取町に住みたいとか検索したら、「だから熊取に決めたんだ！」というようなページが出てきたりするんですけども、とにかく字ばかりなんです。これもう僕ですらちょっと読むのがしんどいなというぐらいなんで、やっぱりウェブサイト一つにしても最終的なやっぱりゴールを決めてもらって、そこへキーワード、SEO対策もそうやしチラシでのPRもそうやし、最終的にそこへゴールにやっぱり持ってくるように誘導していかないと、ちょっと今のこのプログラムの内容だけではしんどいなんじゃないかなとか、さっき言うように、やっぱり若い人はウェブサイト見ている人がきっと多いんで、しっかりしたSEOのキーワードも考えたウェブサイトのゴール地点も決めないと町外の人には全然届かへんと思うんで、そこらもしっかりお願いしたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6 番（大林隆昭君）さんざんいろいろ言われたので最後になるんですが、このアクションプログラム自体がどうこうという話ではなく、結果として1期、2期、3期と進めてきた中で人口がどういうふうにならなってきたのかということを見ると、ある一定効果は出ているのかなというふうに見ないといけない評価だと。この中で、続けてこの結果をさらに伸ばしていくためにどんなプログラムにすべきかということで、今回のところは限られたパイの中でできるだけ費用対効果の高いものを選んだというふうに取れば、これで十分なのかなというふうには私は捉えます。

ただ、もう少し頑張ってほしかったというところもあります。単費であれ国の補助があるものであれ、もう少し熊取町として前向きな、これから人口微減、長く人口を保っていくというところではなく、少しでも人口を増やしていくんやという気持ちは出してほしかった。文章に書くが残ってしまうのでなかなかそこは書けないとは思いますが、気持ちとして出してほしかったなというところはあります。

ここでぱっと思いつく対案が出ないのでこれは嫌やというふうには言えないので、当然これでいっていただければいいと思うんですが、これだけ議員の方が1時間ずっと質問するぐらい皆さんこれを気に留めていたというのは思っておいてほしいなというふうに、最後にまとめさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）もういろいろ意見が出た中で、すみません。

私、社宅誘致支援には期待しています。というのは、熊取町の町内に若い人ばかりがいて、事業所があるんですよね。皆さんご存じかも知れませんが、整骨とかジムをやっているところ、15から20人ぐらいの若い方がおられたところ、ちょっと体調が悪いときにお世話になっているんですけども、そこの人たち、若い人たちがどこから来ているのかなと一人一人お世話になったときに確認したら、結構関東の方とか遠いところから卒業して来られていたんですよね。どこに住んでいるかといったら、泉佐野市の方が結構多かったんです。何で熊取町に住まへんのかと聞いたときに、やはり何か条件が悪かったというのと、あと今の若い人は一人住まいなんですよ、ワンルームのね。そういうところで、社宅でいろんな人と一緒に住むという経験というのがだんだん薄れている中で、学生たちもそんなふうにワンルームの傾向がずっと続いているわけなんですけれども、何かこういったものについて熊取町でいい制度があったならば熊取町に来ていただけたらなと。その事業所もどうなるか、ちょっと先も分からないんですけども、事業所の方がそれを知っておればそこにつなげられたのかもしれないし、若い卒業した人たちが家を探す時点で選ぶときに、自分たちでその子らがこの制度を知るといのはなかなか出会えないんで、その辺の工夫なんかも要るのかなと。ちょっとこの制度に期待の声もあるということだけ発言させていただきます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

1 番（文野慎治君）もう黙っておくつもりやったんです。僕一人だけになったんでちょっとだけ。

本当に町長選挙が終わったばかりで、職員の方々も今までの継続と、さらに続けて町長3期目に入るといことで、あと4年間、そのうちの8年までの部分がこうやってアクションプログラムで今日出ているんですが、職員の方、いっぱい汗かいてくれていると思うんですけど、もう町長、ずっと僕見ているんですけど、ずっと下向いたままで目も合えへんで、やっぱり町長、あれだけ厳しい選挙戦の中で熱く語っておられたことと今日の議員の意見、これはどんなものが出てくるか楽しみにしていたんですよ。それがなかなか皆に響かなくてちょっと失望したなということが、これだけ時間をかけて全員がしゃべっているということなんで、もう今日はこの場ですから決めるとかそんなことではないんですけども、最後にやはり町長、全議員の気持ちとしてこれを受け止めて、ここに書かれていない部分の要素をご自身の口で時間、しゃべってもうたら結構なんですけれども、一遍語っていただいて、こういうつもりでやるんやという決意を、町民の皆さんにも言うたよ

うなことでもっと具体的に議員の前で言っていただけませんか。よろしくお願いします。
答弁を求めます。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろと皆さん方のご意見を伺う中で、当初この定住促進アクションプログラム、もう必要ではないのかなというふうな思いもあったんですけども、トータル的に枠組みの中でこういういろいろな施策を前面に押し出すほうが皆さん方に与える印象はいいのかなという思いもあった中で、期間限定というそういう枠組みの中で3世代、社宅誘致、これを若い人たち、二十歳代からの方々の熊取町への関心を持ってもらえる、そういう意味合いで、期間限定の転入策というんですか、町の魅力の一環でありますけれども、そういったことを残すほうがいいでしょうということとで今に至ったわけですが、ここだけを捉まえれば皆さん方が言われるような感じがするものというふうに思っております。

これからの広報戦略の中で、定住促進策についてはいろいろな項目、子育て・教育、安全・安心、自然・文化、ありますよというふうな戦略的なものを考えながら、この熊取町の魅力を発信していきたいというふうに思っております。伝えるんじゃなくて伝わる、受け止められる、そういう広報の発信の仕方というふうなことをお話しさせていただいていますけれども、全てを皆様方に効率よく町内外にも発信できるように、またいろいろな取組についてもこれからは庁内で検討しながら、この熊取町、前へ進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、第4期転入定住促進アクションプログラムについての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件2、令和6年度税制改正（案）についての件を説明願います。松藤税務課長。

税務課長（松藤茂孝君）それでは、私から令和6年度税制改正（案）についてご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

地方税制改正につきましては、昨年12月22日に令和6年度税制改正の大綱が閣議決定され、本年2月6日に地方税法等を改正する法律案が国会に提出されております。令和6年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律案のうち、町民税に関する主な改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、個人住民税、固定資産税に関するものとなっております。

1点目、個人住民税です。

定額減税について、こちらは対象者ですが、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の者となります。これは、給与収入に直すと収入ベースで2,000万円以下の者となっております。納税者本人が1万円と、控除対象配偶者または扶養親族で国外居住者を除く者1人につき1万円、町府民税を減税することとしております。

具体的な減税の方法ですが、例示は給与所得の場合となっております。通常は、算出される税額を6月から翌年の5月にならして特別徴収しておりますが、令和6年度は定額減税後の税額を11か月でならし、7月から翌年5月までの11か月で特別徴収いたします。事業者など普通徴収されている者につきましては6月分から順次減額、また年金特別徴収している者については10月分の特別徴収から順次控除していくこととなっております。

続きまして、次に定額減税に係るふるさと納税の特別控除上限額等につきましては、定額減税前

の所得割額とされております。なお、定額減税により、令和6年度予算において、個人町民税において本町の令和6年度予算においては1億8,900万円の減収を見込んでおります。しかし、こちらにつきましては全額国費にて補填される予定となっております。

続きまして、2点目、固定資産税関係です。

令和6年度から令和8年度までの3年間の負担調整措置について、現行の制度の延長となっております。令和2年1月1日から令和5年度1月1日までの地価の状況が令和6年度評価替えに反映されることになっております。大都市を中心とした地価上昇の状況があることから、土地の固定資産税の急激な上昇による税負担が過重にならないように制度が延長されるものです。しかし町内、その期間の地価上昇はほとんどありませんので、本町につきましてはほぼ影響がないものと考えております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

3点目、森林環境譲与税です。

森林環境譲与税の譲与基準が森林整備をはじめとする必要な施策につながる方策として、これまでの森林環境譲与税の活用実績等を踏まえまして、私有林人工林面積の譲与割合が5割のところを5.5割に、人口の譲与割合が現行3割のところを2.5割に見直しがされます。令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まり、森林環境税の収入額も譲与税として譲与されますが、町への具体的な影響は、全国的な割合の見直しのため現段階では見積りというのは難しいのですが、大きな影響はないのではないかと考えております。

以上が主な税制改正の概要となります。今後の対応ですが、現在国会で審議されている地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の一部改正を専決処分とし、改正内容につきましては次の議会で報告させていただく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、令和6年度税制改正（案）についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件3、いきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）についての件を説明願います。根来介護保険課長。介護保険課長（根来雅美君）それでは、私からいきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）についてご説明させていただきます。

資料は、A4、13ページにわたるいきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）の概要とA4資料、第8期及び第9期介護保険料の比較と考え方、計画概要版並びにいきいきくまとり高齢者計画2024案本編となります。

資料A4判の13ページの資料に従ってご説明させていただきます。

まず、1の計画策定の背景についてでございます。

計画書では、第1章3ページから5ページに記載している内容となります。

本計画（9期）期間中に、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、高齢者の生活を支える介護保険制度であり続けるために、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、いきいきくまとり高齢者計画2024を策定するものでございます。

①計画の位置付けでございます。本計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず高齢者の福祉に関する施策全般を定める高齢者計画と、介護保険事業について、そのサービス見込み量などを定める介護保険事業計画並びに認知症の方及びその家族の方の視点に立った施策全般を定める認知症施

策推進計画を一体的に策定しました。また本計画は、総合計画及び地域福祉の推進を具体化するための地域福祉計画を上位計画とし、関係各分野及び大阪府の計画と整合性を図りながら推進します。

下記の図は、計画の位置づけや関係性を表したものになります。

2ページをご覧ください。

②計画期間は、令和6年（2024年度）から令和8年（2026年度）までの3年間を計画期間としています。

次に、2の計画策定体制についてでございます。

計画書では、6ページから7ページに記載している内容となります。

1つ目は、本計画策定に当たっては、高齢者等を取り巻く現状を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、町内の介護事業所向けアンケート及び在宅医療・介護連携に関する4つのアンケート調査を実施し、状況把握に努めました。

2つ目は、計画策定に向けた協議の場の設置でございます。学識経験者、保健・医療・福祉関係、被保険者代表などで組織する高齢者保健福祉推進委員会、また町内の医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護保険事業所の専門職などで組織する熊取町医療介護ネットワーク（ひまわりネット）検討委員会、認知症サポーター医を中心に医療・介護関係で組織する認知症施策検討委員会などから、事業施策についてのご意見をいただきながら作成しました。

3つ目としまして、幅広い方々からご意見をいただくため、令和6年1月5日から19日までの間、パブリックコメントを実施しました。

3ページをご覧ください。

3の本町の高齢者の現状でございます。

計画書では、第2章17ページから77ページに記載している内容になります。

①高齢者人口の推移でございます。本町及び全国的にも総人口は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は増加すると推計されています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて65歳以上の高齢者人口は増加し、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は急速に減少していくと推計されています。下の図は国の肩車社会のイメージ図となりますが、本町では2040年に高齢者1人を現役世代1人が支える社会となっていきます。このような背景から、今後は高齢者が長く元気で活躍する仕組みづくりが求められています。

次に、②要介護認定者数の推移でございます。

要支援・要介護認定者数の推移のグラフをご覧ください。要介護・要支援認定者数は、第9期計画期間中において増加傾向で推移すると見込まれています。その後も、後期高齢者の増加に伴い要介護認定者数も増加すると推計されています。

4ページをご覧ください。

こちらのグラフは、年齢別要支援・要介護認定者数でございます。こちらのグラフは令和5年9月時点と令和2年9月時点の年齢別要支援・要介護認定者数の比較をしておりますが、90歳以上の年齢を除く全ての年齢で要介護認定率は低くなっております。これは、これまで本町の健康づくりや介護予防の効果によるものであると認識しています。

次に、その下の4の計画の基本的な方向性でございます。

計画書では、第3章81ページから84ページに記載している内容になります。

第9期計画の基本理念でございますが、第8期までの基本理念や取組を継承しながら、地域共生社会の視点を加え理念に変更を加えました。第9期計画の基本理念は「誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らせるまちづくり」とします。

次に、5ページをご覧ください。

5の第9期計画の施策の展開でございます。

計画書では、第4章87ページから163ページに記載している内容になります。

第9期計画の基本理念に基づいた6つの基本目標を軸とし、基本目標においても地域共生社会の

視点を盛り込んだ目標に変更し、各施策事業の推進に努めます。その中でも重点項目を定め、充実・強化を図ります。下表は施策体系を記載しており、本計画で重点項目につきましてははひまわりマークを付しております。

それでは、本計画の重点取組の主な内容についてご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第9期計画における4つの重点取組の内容についてご説明させていただきます。

まず、1つ目の重点取組としましては、基本目標①－1、介護予防・自立支援の推進（～地域でフレイル予防！ひろげよう タピオステーションの輪～）を合い言葉に推進を図るものでございます。計画では、87ページから91ページの内容となります。

主な取組につきましては、1点目はタピオステーションのさらなる進化でございます。その中でも白丸の3つ目、高齢者のフレイル予防の拠点だけでなく、地域共生社会の拠点としてタピオステーションの推進を図ります。

次に、2つ目の重点取組としましては、基本目標①－2、介護予防・生活支援サービス事業の充実です。「（～ふれあい元気教室でめざせ若返り～）」を合い言葉に推進を図るものでございます。

主な取組につきましては2つございまして、計画書では92ページから102ページの内容となります。

1つ目は、多様なサービスの推進でございます。中でも主な取組としましては、1点目の利用者の状態に応じたサービスを選択できるよう、総合事業の充実を図るとともに、その内容を住民の皆様をはじめケアマネジャーなどの関係者への周知啓発を図ります。次に、3つ目の白丸3点目ですが、生活援助従事者研修を実施し、緩和型サービスAの人材確保をすることにより、参入事業所の後押しをするとともに、町内介護事業所の人材不足の緩和に努めます。

続いて、2つ目はふれあい元気教室からはじめる介護予防（ふれあい元気教室の利用促進）でございます。本事業につきましては、第8期計画期間中、令和3年度から令和5年度の間、大阪府の介護予防活動強化推進事業モデル事業の支援を受け見直しを行いました。その結果、ふれあい元気教室の体制強化及び利用促進につなげることができました。今後の主な取組としましては、白丸3つ目のふれあい元気教室修了者などが地域の多様な資源につなげられるよう、タピオステーションや生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターなどと連携を図り、資源につなげていきたいと考えております。

次に、7ページをご覧ください。

3つ目の重点取組としまして、基本目標②－1 地域支え合い体制整備（地域共生社会の実現）（～思いやりの輪・笑顔の輪を広げよう～）を合い言葉に推進を図るものでございます。

計画書では、108ページから110ページの内容となります。

主な取組としましては、白丸1番目の生活支援コーディネーター（地域づくり支援員）の配置、活動支援でございます。その中でも2点目の住民の支え合い活動・地域づくり支援体制づくりのモデル地区を設定し、地域包括支援センターをはじめ生活支援コーディネーター、CSW（コミュニケーションソーシャルワーカー）など地域づくりの関係者が協力、連携を図り集中的に地域に入り、地域と協働し地域支え合い活動・地域支援体制づくりに努めます。次に、3つ目の生活支援コーディネーターを第1層中学校区、第3層自治会での配置に努めます。4点目のボランティアなどの担い手の育成と社会参加の仕組みづくりとともに、ボランティアポイントの導入についても検討していきます。

次に、4つ目の重点取組としましては、基本目標④－3、認知症に理解のある共生社会の実現（～つながり 支え合う チームオレンジで～）を合い言葉に推進するものでございます。

計画書では、131ページから145ページの内容となります。

本計画より、本施策の推進を本町の認知症施策推進計画と位置づけ、推進に努めてまいります。認知症施策につきましては、これまでもしっかりと取組を行っており、第9期計画では特に一番下

の丸3つ目のチームオレンジの推進についてしっかりと進めていきたいと考えておりまして、具体的な内容につきましては、1つ目の丸、チームオレンジ構築に向け、継続して認知症ステップアップ講座・認知症フォローアップ研修を実施し、人材確保を行っていきます。その下、2点目は、生活支援ボランティアなどとも連携し、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援づくりに取り組みます。

続いて、恐れ入りますが8ページをご覧ください。

6の介護保険サービス見込み量と介護保険料についてでございます。

計画書では、第5章関係で167ページから185ページの内容となります。

①総介護費用等の見込みについてでございます。本計画期間中の3年間の総費用額は125億4,311万3,000円となります。

次に、②の第9期における保険料の算定方法についてでございます。さきの総費用額を基に保険料基準額を決定します。総費用額のうち第1号被保険者、65歳以上が負担する割合は23%となっています。その割合などを基に保険料必要額を算出し、3年間の第1号被保険者数で除して保険料基準額を算出しました。

次に、③第9期介護保険料の考え方についてでございます。こちらの説明は、恐れ入りますが別添の資料により説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

この資料は、第8期及び第9期介護保険料の比較をしたものでございます。また、第9期介護保険料の考え方について大きな矢印の中に記載しております。

考え方の1点目は、国の保険料段階を第9期計画から9段階から13段階へ多段階化し、低所得への保険料率の引下げを行いました。本町においても、この国の基準に合わせて低所得の保険料率の引下げを行いました。本町においては、国に先立ち7期計画より16段階の多段階化を実施しております。

2点目としましては、国の基準所得金額の見直しに伴い、9段階以降の基準所得金額の見直しを行いました。

3点目としましては、保険料基準月額が介護保険給付費準備基金を3億450万円取り崩し656円引下げ、第8期計画保険料基準額6,321円に据置きしました。

4点目としましては、引き続き第1段階から第3段階の保険料率につきましては法令に基づき公費を投入し、軽減を行っていきます。

なお、資料として添付しております計画の概要版案につきましては、住民の皆様によく周知を行うため5月広報と同時配付を予定しておりますので、計画書と併せて後ほどお目通しください。

以上で、いきいきくまとり高齢者計画2024の概要について説明させていただきました。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）本当に努力されて工夫されて、本当にもうありがたいなと思っております。特に介護保険料のところは、8ページと9ページのところに書かれておりますが、ここで据置きということでの案なんですけれども、今回、今までも住民さんからの要望もあって介護給付費の準備基金の取崩しで保険料を引き下げてほしいという話が住民からも出ていたんですが、これ3億円余りここでは書いているんですが、大体、基金の中の6割方を取り崩されたというふうに認識しております。それによって基準額が据置きであり、ちょっと所得の基準額をいらったことで全体的に引き下がる世帯もあるということで、本当にうまく工夫されたなど。まあ言うたら国民健康保険とかは職員の努力でもどうにもならない部分なんですけれども、この介護保険では非常によく工夫されて頑張られたなと思って、本当にありがたく思っております。

6割方取り崩したということなんですけれども、これ、もう少し取り崩すということはできなかつ

たんでしょうか。その辺の判断をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）議員おっしゃられた私たちの努力ではなくて、この保険料を据え置くことができたのは住民、高齢者の方が努力していただいた結果だと思っております。

基金のほうなんですけれども、背景のほうでも説明させていただきましたが、熊取町の高齢者の給付のピークが今の予測でしたら令和17年に迎えます。そこをどう乗り切るかということは今から考えないといけないと思っております、4割残した基金はそちらのことを見据えた形で残させていただきました。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。先のことも考えてそうされたと、だから引下げにはならなかったけれども、据置きで今回提案ということで、いいですね。分かりました。ありがとうございます。

それと、6ページと7ページのところで、ちょっとこれ単純に分らないんでお聞かせ願いたいんですけど、生活援護従事者、この方たちの研修を実施して緩和型のサービスへの人材確保ということのご説明なんですけれども、ヘルパーは資格としてあるんですけども、その違いを教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）こちらの緩和型サービスというのは、平成29年より熊取町のほうは地域支援事業の中で総合事業、多様なサービスをつくっていくということになっておりまして、その中の一つのサービスになります。この緩和型サービスというのは、現行相当サービスでは専門職のサービス提供が中心になりますが、緩和型サービスというのは町が認めた研修のほうを受講しますとサービスの提供をすることができます。

熊取町のほうは総合事業の見直しというのをを行っておりまして、やはり要支援の方は個々に状態が違いますので、個々の状態に応じたサービスの選択ができるように緩和型サービスのほうも充実させていきたいと思っております、そちらの緩和型サービスを進めるに当たっては従事者研修をやっぱり充実していかないと緩和型サービスを提供できる体制が保てないということです、そちらのほうも併せて実施していくことによって介護人材の確保にもつながると考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。専門職ではないので普通の方ですよ。素人なんだけれども研修を受けられた方ということで、そういう方で緩和型サービスを充実させていきたいということですね。介護に当たっては身体的な介助とかできない、そういった住民の方ですよ。分かりました。

それと、7ページのところの第2層第3層生活支援コーディネーター、この第2層第3層というのがまだちょっと聞き慣れないものですので、もう少し詳しく教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）先ほどの説明では簡単にはなりますけれども、第2層というのは、中学校区に1名生活支援コーディネーターを配置するという国の方からガイドラインが示されております。第3層というのは、もっと小さな地域で、自治会単位ですとかそういった枠組みで配置していくことによって、今現在地域のほうで課題を感じているけれども、地域単独ではなかなかその課題解決につながらないということで、そういうコーディネーターを配置することによって地域での課題をどうしたら解決していけるのかということと一緒に考えながら地域の支え合いづくりをやっていけたらと考えておりまして、9期計画期間中にその配置も努めていきたいと考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）そのコーディネーターという役職については、どういう職種というかどういう体制になるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）現在、熊取町の職員及び包括支援センターのほう、また他課にも生活支援コーディネーターという職種、兼務にはなりますけれども、専従ではないんですけれども、そういう一定の研修を受講した者を数名配置しておりまして、本年度、令和5年度から地域包括支援センターのほうに1名専従で配置しております。その者は地域のほうにできるだけ出向いて、地域の資源ですとか課題のほうの抽出を行っております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）まだよく分からないんですけど、2層で中学校区に1名ということなんで3名の体制になって、それは正職員の方と理解していいんでしょうか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）当初は今さっき説明させていただいたように包括のほうが中心なんですけれども、介護保険課の職員も地域のほうに今までも出向いているんですけども、より一層そういう体制を強化して地域のほうの課題の抽出ですとかに当たっていきいたいと考えております。

今、すみません、全員で、兼務ではありますけれども7名程度そういう生活支援コーディネーターというものが配置というか、いるんですけども、そこは兼務ですので、集中的にそういうことを今はちょっと取り組んでいけてないんですけども、この9期計画期間中にはそういった配置にも努めていきいたいと考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

地域に出向く出向くという話なんですけれども、その拠点というのがタピオステーションの地域共生社会の拠点というところにつながるんですか。何か地域に行くといっても拠点というか、それがないと行けないですよ。そこはどのようにお考えなんですか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の福祉委員会ですとかタピオステーションもそうなんですけれども、そういったところにまずは生活支援コーディネーターのほうが入らせていただいて一緒にお話を聞きながら、また関係性づくりも構築しながら進めていきいたいと考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）地域福祉委員会ですか、そこと連携してということですか。なるほど。ありがとうございます。ちょっとまだイメージがぼわんとしかできていないんですけども、また教えてください。

それから、ボランティアポイントの導入についても検討と書かれているんですが、これ、もう少し教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）現在、社会福祉協議会のほうで生活支援ボランティアの育成は進んでいるんですけども、ニーズとボランティアのマッチングというのがなかなかまだできていない状況です。そのボランティアの方の活動についても、やはりインセンティブといいますか、その活動についてもそういうポイント付与ということも検討しておりまして、そちらのほうはこの第9期計画期間中に実施に向けてしっかりと考えていきいたいと思っておりますので、具体策がまだちょっと言えないんですけども、そういう方向性では考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ボランティアをすれば何かポイントがたまると。そのポイントは何かになるイメージですね。まだ検討中なので決まってははいないんですけど、例としてそのポイントがどうなるのかというのぼわんと教えていただけたらありがたいです。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）あまりに多額のポイントというのは付与するのはなかなか難しいかなと思

いますけれども、ワンコインですとか、何か困り事を助けていただいた方にはワンコインの現金かそういうクオカードとかそういったもの、実用的なものに換金できるようにとは考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）まだ検討中ということなので、これからですよ、話はね。イメージは分かりました。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、今のところのページの、ちょっと教えてもらいたいですけれども、ひまわりカフェ、認知症カフェ開催の支援ということで本編のところに140ページですか、載っていて、この認知症カフェに取り組む団体ということで、コロナ禍でなかなか開催はできていなかったのかなというふうに思うんですけれども、これ、町のホームページとか何か検索したときにこのような団体が出てくるとか、どこがやられているかとかというのは分かるんですかね。あと、周知をどんなふうな形で認知症カフェをされるときはされているのかというのが分かりましたら教えてください。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）コロナ禍以前は周知に一覧表を掲載させていただいていたんですけれども、コロナ禍によって事業所のほうで認知症カフェを開催するのは難しいとって休止されておりますので、今現在はカフェの一覧は掲載しておりません。そこの休止の事業所の再開及び地域のほうでも今現在カフェのほうは直営で定期的の実施しております、そちらのほうにボランティアとして認知症キャラバンメイトが支援いただいております。そういった方が地域の集いの場ですとか地域でもカフェを実施していただけるような取組、そういった話合いもしていきたいと考えております。今現在は、ちょっと周知は認知症カフェのほうはできておりません。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今後その登録団体も増やしていったら、していただける場所もということと、各事業者のその場所で取り組んでいくとかということも含めてということで、今後やっていくということですよ、いいんですかね。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そういうふうに考えております。

継続支援につきまして、もう一回再開していただくように活動支援として継続支援の補助金、少額ではありますが、そちらの補助金の分も令和5年度に設置しておりますので、そちらも含めて再開に向けて、また新しい協力団体も構築していきたいと考えております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

あともう一点お聞きしたいんですが、地域包括支援センターのことでちょっとお聞きしたいんですけれども、後ろのほうの114ページのところで地域包括支援センターの認知度というところと機能強化の推進というところで、高齢者の増加というところの地域支援センターの機能強化を検討するというふうなことが載っていましたが、また高齢者の困り事、悩み事の相談の先としてというところの認知度が低いというところで、これをどのように強化していくかというところを少しお聞かせ願えますか。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）この計画、3年に1回アンケートのほう実施しているんですけれども、地域包括の認知度というのは3年ごとに徐々に伸びてはきております。しかし、相談先としての認知というのがまだまだ少ないのかなということで、こちらのほうは包括運営部会のほうでも委員より意見をいただきまして、先日ですけれども、自治会のほうにも相談先である、いつでも連絡が取れるとかいうような周知を図るように運営部会でも言われまして、私たちもそのアンケートの結果を

踏まえていろんな場所で周知をしていきたいなと思っておりますので、今後も広報、ホームページを通していろんな場面でいつでも相談できる、高齢者の安心して相談できる場所だということを周知していきたいと考えておりますので、認知度は徐々には伸びてきております。50%以上は超えておりますので、そこもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

すみません。機能強化のほうなんですけれども、機能強化というのはやっぱり今後、高齢者の方が、それも支援が必要な方が増えてくるというところで、包括の体制というところも9期の間でちょっと検討していかないといけない課題にもなってきているのかなと考えまして、こちらのほうの方針を入れさせていただいております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

認知度が上がってきているということですが、やっぱりなかなか相談してこられる高齢者の方がどこに相談したらいいか分からないというところで、私たちがすぐに地域包括やというふうにつながるかというところ、この問題はどこなのかというふうにやっぱり探してしまうので、今、このコラムの相談体制、何でも相談してくださいというコラム的なこういうのがあれば、ああこれ全部包括でいいんやなというのが住民にすぐに分かってもらえるような形で、また周知のほうしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）すみません、ちょっと分からないので教えてください。

119ページの地域ケア会議の充実というところの中の方針の中に重層的支援体制づくりの推進とあるんですけれど、この重層的支援体制というのをちょっと教えてください。

議長（河合弘樹君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）高齢者の問題というのは、高齢者単独の問題だけではなくて、いわゆる8050ですとかヤングケアラーですとか多岐に他機関、役所の部門でも生活福祉課と、あとまた子育てと連携を図りながらやっていかないといけないケースがたくさんあります。そういった垣根を越えて連携していくようなケースというのが増えてきていますので、そこは役所間で関係機関も連携を図りながら実施していきたいなと考えておりまして、どこに相談されても必要な適切な支援が受けられるように、役所間の連携もそうですけれども、関係者、福祉関係者の中でも連携を図っていくようにそういう重層的な体制整備というのは必要かと考えておりまして、そこを推進していきたいなと考えています。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）意味は分かりました。

具体的な感じの体制というのはどんな感じになるんですか。

議長（河合弘樹君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）この後の地域福祉計画のほうでまたご説明させていただくつもりでしたが、この中で重層的支援体制整備事業のほうは、先ほど根来課長のほうからもありましたけれども、相談者の属性とか世代とかそういったものに関わらない包括的な相談体制を受けて、まずそこで複雑化、複合化した事例について他機関、各分野での部分と、あと地域包括支援センター、社会福祉協議会を含めた様々な関係機関との連携のための会議を定期的を開催したりとか、あと社会福祉協議会のほうに地域づくり事業として様々なアウトリーチに係る人員を配置させていただいて、様々な地域でのお困り事やとか課題のほうをお持ち帰りいただくという状況と、あとまたいろんな参加支援といいまして、様々なひきこもりであったりとか個別の孤独等の単身者の高齢者等の事業、引き籠もらない、外に出てきていただくような事業を社会福祉協議会のほうでもしていただいております。そういった具体的な事業を進めております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、いきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）についての件を終了いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時55分まで休憩いたします。

(「15時33分」から「15時55分」まで休憩)

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件4、熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画についての件を説明願います。馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）それでは、熊取町第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画についてご説明させていただきます。

本日の資料としましては、説明資料裏表2枚のほか、別紙1、2として両計画の概要版と計画書の本編でございますが、計画書本編につきましては本日参考資料とさせていただきますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

では、1ページ目のお手元の資料をご覧ください。

1、計画の趣旨でございます。

(1) 障がい者計画は、障害者基本法に基づき策定が義務づけられております。

(2) 障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、障がい福祉計画については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、また障がい児福祉計画については児童福祉法を根拠として、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえて策定するものでございます。

計画内容としては、障がい者計画が基本的な考え方を定めるのに対し、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は必要な量の見込み等に関する事項について定めるものでございます。

次に、2、計画策定の体制。

両計画とも、市町村は計画策定に当たり障害者基本法に定める合議制の機関を設置している場合はその意見を聞くこととされていることから、本町では障害者施策推進委員会において協議、検討をいただきました。

3、計画の位置づけ。

両計画とも、本町の総合計画を上位計画として、地域福祉計画やいきいきくまとり高齢者計画などの関連計画や関連施策との連携を図りながら推進してまいります。

次に、2ページ目をご覧ください。

計画期間といたしましては、障がい者計画は令和6年度から14年度までの9年間、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は令和8年度までの3年間でございます。

次に、計画の概要でございますが、3ページの別紙1をご覧ください。

こちらは障がい者計画の概要版でございます。この別紙1については、A3判のカラー刷り、見開き4ページで作成し、5月号広報と同時に全戸配布の予定でございます。

内容ですが、1ページ目は計画策定に当たっての目的等を記載し、次に、2ページ目と3ページ目には見開きで基本理念や基本目標、それらの取組方針と目指すべき姿を記載しております。

4ページ、通し番号のページでは6ページに移ります。

こちらの最下段でございますが、ここには2次元コードを記載し、これを読み込んでいただくと計画本編をご覧いただけるようにいたします。

次に、別紙2、7ページでございます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要についてでございます。

この計画は第1章から第5章までで構成されておりますが、そのうちの第2章と第3章を今回の

概要にまとめております。

まず、Ⅰ、第2章の成果目標でございます。

成果目標は、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行など課題に対応するために定める目標であり、国の基本指針を基に大阪府の基本的な考え方が示され、それを受けて令和8年度を目標年度として本町の目標を定めております。項目としては（１）から（６）までがございますが、主として障がいのある方が地域で生活していくための取組や体制についての目標を示すものであり、具体的には、施設入所の方の地域移行や障がいのある方が地域で安心して生活するための相談支援体制の充実について記載しております。

次に、8ページをご覧ください。

この中ほどからは、2、障がい福祉サービスの見込量でございます。

ここからは、障がい福祉サービス等の今後3年間の見込みを記載しております。いずれもサービス名とその概要、今後3年間の見込量の合計を記載しておりますが、計画本編のほうには障がい別の見込み量を記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、14ページ以降をご覧ください。

地域生活支援事業の見込量でございます。

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスのうち市町村が主体となって実施する事業でございます。このうち、（１）の相談支援事業の説明のうち2番目に記載している基幹相談支援センターについては、相談業務の中核となる機関でございますが、今期の計画策定年度内である令和8年度までに設置することを目標としております。

次に、15ページをご覧ください。

（３）の日常生活用具給付等事業については、障がいのある方に対し日常生活上の便宜を図るための物品を給付する事業でございますが、表のうち具体的な種目のうち3つ目、在宅療養等支援用具については、品目のうち人工呼吸器用自家発電機またはバッテリーについて、これは令和5年度より新しく給付を始めた物品でございます。

次に、16ページをご覧ください。

最上段の（４）の移動支援につきましては、令和6年度より利用の対象者の拡大を行う予定でございます。具体的には、身体障がいのうち肢体不自由としての身体障害者手帳をお持ちの方について、これまでの手帳1級の方から2級の方にも拡大していく予定であり、現在事務を進めているところでございます。

次に、17ページをご覧ください。

ここからは障がい児福祉計画でございます。

児童福祉法に基づき、障がい児についての支援提供体制を記載してございます。17ページの下段以降は、障がい児の通所支援体制についての各サービスの見込み量について記載してございます。

最後に、今後の予定でございます。

資料を戻っていただき、2ページ目の6をご覧ください。

計画策定の経過でございます。

まず、令和4年8月に今回の計画について最初の障害者施策推進委員会を開催し、以降5回にわたり審議していただきました。また、昨年8月にはアンケートを実施、6月から7月につきましては様々な立場の方から直接意見をお聞きいたしました。なお、アンケートと意見聴取の結果につきましては、計画本編とは別に作成し、ホームページ等にて公表の予定でございます。

最後、7、計画の周知については、住民情報コーナー等へ設置するとともにホームページに掲載いたします。また障がい者計画については、本日の資料別紙1のとおり概要版を作成し、5月号広報配布時に全戸配布の予定でございます。この概要版は、障害者施策推進委員会の委員の方からいただいたご意見もあり、ルビつきにて作成、配布いたします。また、点字版や音声版も作成の上、窓口配架の予定でございます。

以上で、計画概要の説明を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見委員。

10番（二見裕子君）10ページの就労選択支援ということで令和7年10月より創設予定というものがあるんですけど、これ、どういうものかちょっと教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらの事業は、まだ制度までに1年半ございますので、はっきりとしたところはまだ示されておりません。概要としましては、ここの10ページに書いてあるとおり、就労移行支援というサービスが今ございますが、それに似たサービスになるかと予想されますが、より障がい者の方の希望やスキルに細かくニーズに合った支援をするというサービスでございます。

令和7年度には、すぐには利用者はいないかと思いますが、新しいサービスですので、令和8年には利用したい方がいれば積極的に支援していきたいと思っていますところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）まだこれからの制度というところですけど、これは、じゃ障がい者の方の希望スキルに合う仕事探しを支援するということで、町が窓口となってどういうふうにつなげてどういうふうにやっていくんですか。それは今までと変わらないということですかね。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）障がい福祉サービスの一つですので、希望する方がいらっしゃいましたらそれを提供できる事業者、指定を取った事業者につなげて、その事業所で支援をしていただく形になる予定です。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）今、二見議員が聞いたところの上なんですけれども、就労継続支援A型とB型とあるんです。何かA型は熊取には事業所が少ないのかなのか、その辺ちょっとよく分からないんですけども、説明内容を見たら全く同じことが書かれているので、違いが分からないんですよ。この辺ちょっと分かるような表記のほうがいいんじゃないかなと思うんですが、まず中身のことを教えてください。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）まず、就労継続支援A型、こちらのほうとB型の大きな違いは雇用契約が結ばれているかどうかということです。A型のほうは最低賃金を一定保障されている中で、より一般就労に近いイメージで、B型については雇用には直接結びつきが少し難しい方について、いわゆる作業的なところで提供する訓練になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）この説明のところにそれが分かるような何かものがあったらありがたいなと思います。

それと、A型のほうの事業所というのとB型の事業所と町内ではどのくらいあるのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）A型については現在、町内にはございませんので、近隣市町の事業所を皆さん使われております。就労継続支援B型については町内に今5つ通所の事業所がございますので、これは、より地域に密着してサービスを提供していただいているところです。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件5、くまとり包み支え合うまち計画2024（熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画）についての件を説明願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）それでは、私のほうから熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画についてご説明させていただきます。

資料は、カラーの概要版とA4の計画案冊子となっております。本日は概要版に沿って説明のほうをさせていただきます。

それでは、概要版の表紙のほうをご覧ください。

第5次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画では、第4次から引き続き本町で策定する地域福祉計画と社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画を一体的に策定するとともに、くまとり包み支え合うまち計画2024を愛称としまして、より親しみやすい計画として策定しております。

それでは、見開きの内側をご覧ください。

本概要版では、計画の章立てに合わせた構成となっております。

まず、左上部から序論では計画策定の趣旨として、町と社会福祉協議会が一体的に地域福祉を推進するため、第5次計画においても本町で策定する地域福祉計画と社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画を一体的に策定すること、本計画が福祉分野における個別の計画の上位計画として位置づけられ、各分野の具体的な施策につきましてはそれぞれの計画において取組が進められておりますが、各分野が共通の方向で連携して支援を行うための計画であることを記載しております。また、令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間として、策定方法、推進体制等をまとめております。

次に、計画書では14ページ以降となりますが、第1章の町の現状と課題につきましては、計画の策定に当たって、住民アンケートの調査等をはじめ校区別のワークショップなどを開催し、地域の要望や課題を広く住民の皆様のご意見としていただき、高齢者が安心して暮らせる環境整備、災害時にも頼れるつながりづくり、若年層をはじめ多世代の地域福祉活動に対する関心の高揚、いつでも相談しやすい体制づくり、身近なところで、多様な手段で情報を得られる体制づくりが課題として集約されたところでございます。

右に移りまして、ここからは課題等に対する各施策についての記載となっております。計画書では56ページ以降、第2章の計画の基本的な考え方と第3章の地域福祉の推進に向けた取組についての記載となっております。

第2章では、全ての人が年齢、性別、障がいの有無、所属などに関係なく、当事者として共に支え合い、生涯を通じて活躍できるまちをつくろうという思いを込めて、本計画の基本理念を「みんなが主役！笑顔と希望を広げるまち」としまして、地域共生社会の実現を目指し、様々な主体が共に支え合い、活躍できるまちをつくるための4つの基本目標を立て、第3章で施策の体系と主要な施策の取組について記載しております。

まず、基本目標1の地域福祉を担うひとづくりでございます。ここでは、福祉意識の醸成と担い手の育成・支援を基本施策として、福祉に関する意識の普及や地域の福祉活動を支える新たな人材の育成のための取組を進めてまいります。

次に、基本目標2の助け合い、支え合いが広がる地域づくりでございます。小地域ネットワーク活動の推進、ボランティア・NPO法人・福祉関係団体等の活動の促進と連携の強化、地域福祉活動に対する支援を基本施策としまして、小地域ネットワーク活動の推進など、社会福祉協議会が中心となって地域の様々な団体と連携した取組を推進します。また、地域における活動への支援や、

誰もが気楽に集える居場所づくりの促進のための支援を進めてまいります。

次に、基本目標3の受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供でございます。ここでは、情報の提供と発信体制の充実、重層的支援体制の整備、包括的な相談支援体制の充実と総合的なケアマネジメント、福祉サービスの提供と連携、質の向上を基本施策としまして、相談とサービスの仕組みづくりのため、福祉サービスに関する情報提供の充実をはじめ、全ての人々のための仕組みづくりを推進するための重層的支援体制整備事業の取組や、様々な相談窓口、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による生活全般の相談などの周知や充実に努めます。また、専門機関との多機関連携として、再犯防止に向けた支援のつなぎなどの対策も盛り込んでおります。

次に、基本目標4、人権が尊重されるまちづくりでございます。ここでは、だれもが暮らしやすいまちづくり、人権の尊重の推進、権利擁護の充実・啓発、防災・防犯対策の充実を基本施策として、誰もが暮らしやすいまちづくりとして、人権に関する教育啓発、虐待防止、認知症や知的障がいなどにより日常生活に支障のある方の権利を守るための成年後見制度の利用促進、防災・防犯対策などの取組を進めます。

次に、計画書では104ページ以降となっておりますが、第4章の計画の推進に向けてにつきましては、計画を推進するための様々な主体が協働し、連携して、地域福祉を推進するための方策を記載しております。

以上が計画の概要となっております。

最後に、概要版の裏面をご覧ください。

裏面の上段には、計画を推進するための自助、互助、共助、公助の取組について記載しております。中段には、計画の第4章の多様な主体を図示しております。下段には、町ホームページでも計画をご覧いただけるようにQRコードを記載する予定をしています。また、この本概要版につきましては5月号広報配布時に全戸配布を予定しております。

以上、基本理念の実現が図られるよう、社会福祉協議会と連携しながら取組を推進してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、くまとり包み支え合うまち計画2024（熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画）について説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）96ページの成年後見制度の利用促進というところで少しお聞きしたいんですけども、「高齢者や障がいのある方が安心して生活できるように、身近な立場で支援し、後見活動を行う市民後見人の育成に取り組みます」というところは、育成されているのは社協ですかね、やっていただいているのかなというふうに思うんですけども、その下のところの「経済的に費用負担が困難であっても成年後見制度ができるよう、本人または親族による申立て費用の助成や成年後見人等の報酬助成を行います」というのが載ってるんですけども、これ、具体的にこれからつくっていく制度というところですかね。ちょっとどういうものかお聞かせください。

議長（河合弘樹君）降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）議員おっしゃるとおり、これからの制度になりますので、今現状、すみません、まだ……。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）成年後見人の制度を使われる方について、低所得者等で負担が困難な方については、高齢者の方、それから障がい者の方ともに費用助成は一定ございます。既にある制度でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）具体的にこれから制度をつくっていくというところですか。費用も今もこれ、ある

んですかね。ちょっとそこを教えてください。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）既に実施している制度でございます。

議長（河合弘樹君）二見委員。

10番（二見裕子君）今その利用されている方って、人数とかって提示はできますか。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）私、今障がいのほうしか数字を持ち合わせておりませんが、障がい者の方については利用者の方、今おられません。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）高齢者の方におきましては、お一人お使いになられている方、おられます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）だんだん高齢になられてお一人という方で、あと後見人をという方もいらっしゃる中で、ちょっと私も費用負担とかしているというのを調べた中では分からなかったんですけども、これ、ホームページ等何か分かるようにはしていただいているんですかね。一応、後見人制度というリーフとかもあるのは知っているんですけども、その中には項目として一応上げていただいていたんですかね。ちょっと私、見てなかったんですけど。

議長（河合弘樹君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）今まだ現在、町単独でのチラシとかそういうのは作成しておりませんので、広く周知というところまでには、申し訳ございません、至っておりません。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）じゃ、今後そういう何か作ってとか、周知とか後見人の案内とかというのは、あれ国の分ですか、何かパンフレットで頂いた分は、私もちょっと後見人というところで調べたとき頂いたんですけど、町として何かそういうのを作っているということは、じゃ、ないということですかね。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）ケースによっては窓口でも相談に乗るんですけども、今、二見議員おっしゃっていただいたように、今は説明するのに府とか国とか割に分かりやすく説明がされるので、そういうパンフレットを活用しながら一人一人に応じてというところで説明はさせていただいております。

議長（河合弘樹君）二見委員。

10番（二見裕子君）分かりました。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、くまとり包み支え合うまち計画2024（熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉経営活動計画）についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件6、熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画についての件を説明願います。橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）それでは、熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画、今後データヘルス計画と言わせていただきますが、第4期特定健康診査等実施計画について、概要版に基づき説明させていただきます。

まず、この計画の趣旨ですが、国民健康保険においては被保険者の生活の質の維持向上、健康寿

命の延伸による医療費の適正化に資することを目的として、これまで第1期及び第2期データヘルス計画と第1期から第3期特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険の保健事業を推進してまいりました。このたび、第2期データヘルス計画が終了年度を迎えることから、過去の取組の成果と課題を踏まえ、より効果的、効率的に保健事業を実施するために、第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画を策定するものでございます。

なお、データヘルス計画はあくまで国民健康保険における計画であることから、被保険者、現在約8,100人ほどではありますけれども、に対する計画であり、また、国が指針を示し、その中で大阪府国民健康保険連合会が計画の一定ひな形などを示しておりますので、それらに基づいた計画としております。また、この計画の策定に当たりましては、国保の運営協議会での報告、パブリックコメントの実施などを経て取りまとめた現在、案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

計画期間は、記載のとおり令和6年度から11年度までの6年間でございます。一応、中間年度での振り返り、計画の見直しを想定してございます。

人口と被保険者の状況は図示しているとおりですけれども、色違いで見ていただいたら分かる通り、国民健康保険の被保険者は、おおよそ65歳から74歳までの前期高齢者が占める割合が非常に高くなっております。

では、2ページをご覧ください。

平均寿命、健康寿命の状況です。こちらにつきましては熊取町全体でございますが、男性の平均寿命が82.7歳、健康寿命が80.6歳、日常生活に制限がある期間は平均して2.1年で、国の1.5年より長い傾向になっております。女性の場合は、平均寿命が87.9歳、健康寿命は83.8歳です。日常生活の制限のある期間が4.1年で、国の3.3年よりも長い傾向にあります。

続いて、特定健康診査等の実施状況をご覧ください。

特定健診の受診率は、平成20年度の25.9%より改善し、平成25年度よりほぼ全国と同等の受診率となっております。令和元年度は全国及び大阪府を上回り40.4%となりましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして33.6%に減少しております。令和4年度は37.9%となり、現時点で大阪府より高い水準にあり、回復傾向というところでございます。

3ページをご覧ください。

特定保健指導の実施状況です。特定保健指導対象者の利用率は、全国及び大阪府よりも高い水準であり、令和元年度に落ち込んだものの、全国及び大阪府の平均を上回っております。特定保健指導実施率は、令和元年度及び令和4年度に落ち込みが見られますが、平成20年度の23.8%から令和3年度の36.5%は全国及び大阪府を上回っている状況でございます。

4ページをご覧ください。

医療費の分析です。令和3年度における国民健康保険医療費の状況は、被保険者1人当たりの年間医療費は全国、大阪府平均と比較して若干ではありますが上回っております。費用区分では、入院が大阪府より低い一方で、入院外と調剤の部分が全国及び大阪府よりも多くなっている状況です。また、令和4年度の年齢階級別の1人当たりの総医療費を全国、大阪府都市と比較しておりますので、またご覧ください。

下段の総医療費に占める生活習慣病の割合でございます。総医療費に占める生活習慣病の割合は30.1%となっております、その30%の内訳が、がんが53.9%、半数以上を占めております。糖尿病18.6%、高血圧症9.3%、脂質異常症8.8%と続いておりまして、高血圧や糖尿病との関連が深い慢性腎臓病の総医療費に占める割合が5.5%となっており、生活習慣病と併せて注目すべき疾病となっております。

5ページをご覧ください。

5ページは、第2期保健事業実施計画の振り返り、第3期特定健康診査等実施計画の実施した内容の振り返りの評価となっております。

特定健康診査では、令和5年度の目標受診率46%に対し令和4年度の実績では37.9%となっておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大きく受診率が落ち込みましたが、令和3年度、4年度、回復傾向にある状況です。同じく特定保健指導においても、令和5年度の目標利用率50%に対し令和4年度実績で39.4%となっておりまして、特定健診受診率同様、コロナ禍からの現在回復傾向という状況でございます。以下、重症化予防、医療費適正化、健康増進の取組をまとめてございます。目標達成となっていない項目もありますが、全体的には基本的なこれまでの取組は一定の成果を上げておるという評価をしております、引き続き、これらの取組を推進していくことが重要だと考えております。

6ページをご覧ください。

前期計画の振り返りから健康課題と次期計画の目標を一覧でまとめております。特定健康診査の受診率は目標には達しておりませんが、向上していることから引き続き受診率の向上の取組が必要と認識しており、令和11年度の目標を60%として、さらなる取組に努めるところでございます。なお、目標値の60%は国の計画と同じ目標値と定めてございまして、現在の状況から比べると非常に厳しい状況とは認識しておりますが、目標達成に少しでも近づくよう取り組んでまいるところでございます。

同じく特定保健指導も、国・府よりも高い状況ですが目標には達成していません。引き続き向上に取り組む必要がありまして、目標も特定健診と同じで国の目標と同じとしております。引き続き、少しでも目標達成につながるよう取り組んでまいります。

その他、重症化予防、健康増進、医療費適正化の取組もまとめております。基本的にはこれまでの、先ほど申し上げたとおり取組を継続することが重要であることから、継続した取組を進めていくことが必要と認識しております。

最後、7ページから8ページにおきましては、保健事業の実施計画として、個々の部分が第4期特定健康診査等実施計画として位置づけて保健事業の実施、取組をまとめております。特に保健事業の要である特定健康診査と特定保健指導につきまして、まず特定健診では、受診率の向上としての受診勧奨や、受診機会の確保としての土日健診などに取り組んでまいります。特定保健指導では、目標達成のための対象者に対し、個別通知や未利用者対策としての電話勧奨の実施など、実施率、利用率の向上に取り組んでまいります。

その他、8ページのポピュレーションアプローチとしての生活習慣病の1次予防、また重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防なども含めまして、国保の被保険者の健康の維持増進に取り組み、それが医療費の適正化に向けて資するように取組を進めてまいります。

計画の詳細につきましては、本編をご覧くださいますようお願い申し上げます。また、計画の策定に向けまして、今後は最終的に調整を行った上で3月中に策定いたします。策定後は、町のホームページ等で周知してまいります。

以上で、熊取町国民健康保険第3期特定保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）4ページの医療費の分析のところなんです、入院外と調剤が熊取町は全国及び大阪府より上回っているとなっているのですが、これについての原因というのは分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）実質は、すみませんがやっぱり出てきた結果ですので、なかなかその原因追求というのは正直ちょっと難しい部分があります。平均より高いとはいえ突出しているわけでもありませんので、あくまでこの時期の部分という状況もあるかと思います。

また、基本的にはやはり全国平均よりも下がるように、この特定健診、特定保健指導の実施率を

高めまして、まずは病気等の早期発見、早期治療、それがひいては医療費の適正化につながるよう引き続き取り組んでまいります。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）石井議員、ちょっと待ってください。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）先ほどの回答にちょっと補足でございます。

この医療費分析のところを見ていただきますと、熊取町はどちらかというと入院費よりも入院外のほうがちょっと高くなっているということです、そこにつきましては、これだけでちょっと分からない部分は、早くに病院に行かれて2次的な病気になることを防いでいるという面もございますので、もう少しここは分析していくことが必要かなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

入院外プラス調剤となっていると思うんですが、先日もちょっと新聞報道にもあったんですけれども、高齢者の薬の多剤服用というのが今問題になっていると思うんです。何かそのため、A Iとかコンピュータを使つてのレセプトのチェックをしている自治体もあるとも聞いているんですけれども、熊取町は、多剤服用というんですか、それに対して何か検討されていることはあるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）これまで、第2期計画まで重複服薬ということで、国保連を通じてそのアプローチといいますか、取組を進めてまいりました。今まさしく多剤服薬ということで、国保の運営協議会でも委員の特に先生のほうからもそういうようなご意見がございました。今、国保連も多剤の取組について一定の何か方向性であったりとか事業の受託であったりとかというのを検討しておるようですので、そういったところと足並みをそろえて、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）概要版の6ページにも書いてある健康増進のインセンティブを活用した取組の中でのんですけれども、以前やっていた熊取ぴんぴん元気ポイントアップ事業、これを見直したというところで、大阪府がやっているアスマイルを活用するというふうに取り組を見直したということなんです、本編の59ページにもそういうことが詳しく書いてあるんですけれども、切り替えてアスマイルの周知啓発を図るというふうにあるわけなんですけれども、これ、どのように周知啓発を図るんですかね。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）アスマイルの周知啓発につきましては、例えば明日、文化ホールのイベントがございますが、そういうイベント、町の実施するイベント等でそういう健康ブースとか設けた場合にそこでポイントが稼げるようなことができるような仕組みがありまして、それをアスマイルのホームページ、LINE等で発信して、ここのイベントに来ればポイントが稼げますよというようなところでLINEでの周知、その辺でSNSで周知していくというところがアスマイルの特徴的なところかなと思います。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）実際、熊取ぴんぴん元気ポイントアップ事業が少なくなってきたというふうに書いてありますけれども、実際これ健診を受けることによってポイントを頂けるということで、熊取町内としては推進は、利用者は少ないというふうになってますけれども利用されていたと思うんですね。これをちょっと見直したことで自分が私としては何でかなというふうに思っているわけなんです。

大阪府のやっているアスマイルということ言うてはありますが、本当に利用しにくくて、私も健

診に行ったときに、行ったということでアスマイル、一応アプリで取ったけれども、やり方が全然分らない。もう高齢者の方は絶対分らないと思うんです。アスマイルでポイントをどうやってつけていけるのかというところ、そういったところを大阪府のホームページで連絡先があると電話しても全然つながらない。だから、全然アスマイルのポイントをどうしたら付与できるのかというところも全然分らない。だから、これをただ周知啓発するだけでは全然意味ないんじゃないかなと。それを実際に活用していただいてこそ初めて特定健診を推進できるかと思いますので、ウォーキングするにしてもやっぱりポイントはつくというところのそういった周知、そういったイベントでこんながありますよという周知だけでは、どうやったらそのアプリを導入してどうやったらポイントをつくるのかというところのそういった説明まで丁寧にしていかないといけない違うかなと。

町のびんぴんポイントアップ事業では、ちゃんとそういったポイントをつけるための何かチェックリストみたいなのがありましたよね、紙媒体ですけど。それやったら皆さん利用しやすかったと思うんです。でも、このアプリになったら、こういうのがありますよというだけではなくて、やっぱり説明する場所というか、そういった窓口というんですか、そういった講習会というんですか、何かそういう場も特定健診に行ったときに別のブースとして設ける必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺どうですか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）議員おっしゃるとおり、啓発方法については丁寧な部分というのは必要かと考えます。

びんぴんポイントアップ事業については、がん検診をもともとというか、令和5年度に無償化させていただいたタイミングでびんぴんポイントアップ事業のインセンティブの中にがん検診のクーポン券を商品にしていたところがありますので、その無償化にするところと引換えにそれを一旦廃止させていただいて、アスマイル切り替えたという経過もございます。アスマイルについては、国保の被保険者の人が特にインセンティブがありますけれども、国保以外の方についても一定のインセンティブの仕組みはあるアプリになります。

アスマイルの中でも、議員もご覧にいただいているかと思うんですけれども、アプリの中でたくさん健康に関する情報というのが、読むだけというところもいろんな情報が載っています。いろんなところで健康に関する情報がその1個のアプリでたくさん載っている。今までのびんぴんポイントアップ事業ではあの紙面、それで自分の取組だけでインセンティブというところはあったんですけれども、アスマイルについてはそれ以上の付加価値のあるものというところもメリットとしてはございますので、議員がおっしゃるような、使えるような啓発の仕方というのは今後丁寧に考えていきたいなと。直接利用を丁寧に説明するというのは効率的かどうかというところもあるかと思うしますので、効率よくそういう啓発ができるようなところを今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そういったせつかくいいものがあっても使いこなせなかったら意味ないので、そっちにシフトするんであるならばそれをしっかりと使えるように、またそういったやり方の丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それとあわせて、アスマイルに周知するだけでなく、どれだけの方がアスマイルのアプリを取り込んでいるのかという、ここにあるようにびんぴん元気ポイントアップ事業やったらアウトプットとアウトカムの数値が出ているわけですよね。これも、だからアスマイルについてもどれだけの方が導入して、どれだけの人が利用しているのかというところ、アウトプットとアウトカム、そういった目標というものも、ここにシフトするのであるならばそれもこの計画の中に入れるべきではないかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（河合弘樹君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）すみません、今ちょっと登録している数字は持ち合わせていないんですけれども、先ほど都志課長からあったように、アスマイルに関しましては国保向けの部分といわゆる府民全体、もしくは特別に契約すれば町民全体という内容になるんですけれども、その中で国保の部分の計画になっておりますので、そういう意味でその数字の把握がちょっと難しい部分もあって、全体的な部分で健康増進計画のほうで今後目標をしっかりと定めてやっていくということで現時点では取りまとめておるところですので、全体の話と先ほど言いました被保険者約8,000人の部分とで数字の把握等が難しい部分もありますので、申し訳ありませんけれども、現時点では健康増進計画のほうで全体的な目標を定めて取り組んでいくところということで、今のところを設定を考えております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません。びんぴん元気ポイントアップ事業のほうですけれども、健康づくりの部分とボランティア活動についてもポイントをつけていたんですが、こちらにつきましては、先ほど高齢者計画のほうでもありましたように、ボランティアをした人がポイントを付与するようなそういった新たなサービスのほうに移行して、そこもやっていく予定でございますので、またご理解賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件6、熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。「物価高騰対応重点支援給付金」（住民税均等割のみ課税世帯：10万円・低所得の子育て世帯への加算：5万円の給付）について報告願います。降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君）それでは、物価高騰対応重点支援給付金について説明させていただきます。

今回の本給付金につきましては、重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）における給付金・定額減税一体支援枠として、物価高から国民生活を守る事項についての対応として給付金・定額減税一体支援枠が設けられまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯を支援するため、均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯に子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。

対象世帯につきましては、令和5年12月1日現在で本町に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯及び令和5年度物価高騰対応重点支援給付金を受給している世帯に属する18歳以下（高校生世代まで）の方が対象となっております。

支給方法は、均等割のみ課税世帯につきましては対象世帯を抽出、確認書を送付し、返送されたものから内容確認の後に順次給付をいたします。

子育て加算分につきましては申請不要で、対象世帯を抽出後、決定通知の送付後給付をいたします。

給付額は、均等割のみ課税世帯につきましては1世帯当たり10万円、子育て世帯の加算は子ども1人当たり5万円で、原則、口座振込による給付となっております。

予算措置としましては、本定例会の追加議案として補正予算で歳出額1億4,476万8,000円を計上し、併せて給付が4月以降となるため、繰越明許費の追加も計上させていただいております。

事業期間につきましては令和6年3月28日から令和6年7月30日とし、口座振込の手続のため、書類受付につきましては6月28日、6月末日までとさせていただいております。

給付のスケジュールの予定につきましては、均等割のみ課税世帯のデータ及び対象となる子育て

世帯のデータの調整を3月中に行い、確認書及びお知らせ通知を4月上旬に送付を予定しており、支給日につきましては、子育て世帯への加算については4月上旬以降の支給日、また均等割のみ課税世帯については給付を4月下旬以降の支給日で口座への振り込みを予定しております。

また詳細が決まりましたらホームページ等でお知らせをいたします。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、物価高騰対応重点支援給付金の説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時52分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹